

議案第 22 号

山都町過疎地域持続的発展計画の策定について

山都町過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり策定することとする。

令和 8 年 3 月 5 日提出

山都町長 坂本 靖也

(提案理由)

本計画を定めるには、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町過疎地域持続的発展計画

令和8年度～令和12年度

熊本県 山都町

目 次

第1節 基本的な事項

- 1 山都町の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (1) 町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要
 - (2) 町における過疎の状況
 - (3) 産業構造の変化
- 2 人口及び産業の推移と動向・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 行財政の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (1) 行政の状況
 - (2) 財政の状況
 - (3) 公共施設整備水準等の現状と動向
- 4 地域の持続的発展の基本方針・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 5 地域の持続的発展のための基本目標・・・・・・・・・・ 13
- 6 計画の達成状況の評価に関する事項・・・・・・・・・・ 13
- 7 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 8 公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・・・・・ 14

第2節 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

- 1 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2 その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 3 計 画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 4 公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・・・ 15

第3節 産業の振興

- 1 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - (1) 農 業
 - (2) 林 業
 - (3) 商 業
 - (4) 地場産業
 - (5) 観 光
- 2 その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - (1) 農 業
 - (2) 林 業
 - (3) 商 業
 - (4) 地場産業
 - (5) 観 光
- 3 計 画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 4 産業振興促進事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
 - (1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種
 - (2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容
 - (3) 他市町村との連携
- 5 公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・・・ 23

第4節 地域における情報化

1	現況と問題点	23
2	その対策	23
3	計 画	25
4	公共施設等総合管理計画等との整合	25

第5節 交通施設の整備、交通手段の確保

1	現況と問題点	25
2	その対策	27
3	計 画	29
4	公共施設等総合管理計画等との整合	30

第6節 生活環境の整備

1	現況と問題点	31
	(1) 生活環境	
	(2) 消防・防災施設	
	(3) 公営住宅	
2	その対策	32
	(1) 生活環境	
	(2) 消防・防災施設	
	(3) 公営住宅	
3	計 画	35
4	公共施設等総合管理計画等との整合	36

第7節 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1	現況と問題点	36
	(1) 社会福祉	
	(2) 福祉施設	
2	その対策	38
	(1) 社会福祉	
	(2) 福祉施設	
3	計 画	40
4	公共施設等総合管理計画等との整合	40

第8節 医療の確保

1	現況と問題点	40
	(1) 保健医療	
2	その対策	40
	(1) 保健医療	
3	計 画	41
4	公共施設等総合管理計画等との整合	41

第9節 教育の振興

1	現況と問題点	42
---	--------	----

(1) 学校教育	
(2) 社会教育	
2 その対策	43
(1) 学校教育	
(2) 社会教育	
3 計 画	45
4 公共施設等総合管理計画等との整合	46

第10節 集落の整備

1 現況と問題点	46
2 その対策	46
3 計 画	47
4 公共施設等総合管理計画等との整合	47

第11節 地域文化の振興等

1 現況と問題点	47
2 その対策	48
3 計 画	49
4 公共施設等総合管理計画等との整合	49

第12節 再生可能エネルギーの利用の推進

1 現況と問題点	49
2 その対策	50
3 計 画	50
4 公共施設等総合管理計画等との整合	50

第13節 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

1 現況と問題点	51
(1) 地籍調査事業	
2 その対策	51
(1) 地籍調査事業	
3 計 画	51
4 公共施設等総合管理計画等との整合	51
過疎地域持続的発展特別事業	52

第1節 基本的な事項

1 山都町の概況

(1) 町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 自然的条件

本町は、九州のほぼ中央に位置し、阿蘇カルデラの南外輪山の南麓一帯と九州脊梁山地に属する山岳地帯を町域とし、その面積は、県内の自治体で3番目に広い544.67km²を誇ります。面積の7割以上は山林・原野が占めており、田畑が16%、宅地は、わずかに1%程度となっています。

また、有明海へ注ぐ「緑川」と、日向灘へ流れる「五ヶ瀬川」の源流域にあたり分水嶺を伴っています。緑川以南は九州脊梁山地となる山岳地帯となり、八代市や宮崎県椎葉村とも接しています。

気候は、標高約200m～約900mが居住域であり、夏は、涼しく、冬は、寒さが厳しい準高冷地となり、年間平均気温は、13～14℃と熊本市と比べて4℃程度低くなっています。降水量は、年間2,200mm程度と比較的多くなっています。

② 歴史的条件

本地域は、平安時代末から南北朝時代にかけては、阿蘇谷・南郷谷を中心に武士団化した阿蘇氏の進出を受け、戦国時代末までその影響下にあり、阿蘇氏の最盛期にあたる16世紀には、矢部に大宮司の本拠地が置かれ、居館「浜の館」が造営されました。その後、江戸時代になると、行政制度の根幹をなす「手永制度」により、矢部と清和の朝日地区は、矢部手永に、清和の小峰地区と蘇陽は、菅尾手永の区域とされました。

また、この頃より大正時代に向け浜町や馬見原においては、肥後と日向を結ぶ日向往還の主要な交易地として、商家を中心に矢部郷、知保郷の中心として繁栄しました。

昭和の大合併により、昭和30(1955)年2月1日に浜町、下矢部村、白糸村、御岳村が合併し矢部町となり、ついで昭和32(1957)年4月1日に中島村、名連川村を編入合併しました。また、昭和31(1956)年7月1日に、朝日村、小峰村が合併し清和村になり、昭和31(1956)年9月30日に、馬見原町、菅尾村、柏村の合併で蘇陽町が誕生しました。

その後、3町村は、それぞれ、昭和40年代の高度経済成長期を経て、道路などの社会基盤整備や、農地等の生産基盤整備を進め、中山間地域の気候や環境などの特性を活かして発展してきましたが、町村を取り巻く環境変化に対応するため、平成17(2005)年2月11日に平成の合併により「山都町」が誕生しました。

③ 社会的・経済的条件

本町は、阿蘇南外輪山から九州脊梁山地までを圏域とし、地形的な変化に富み、狭い耕作地など厳しい地形的条件ながら、先人の知恵と努力によって巧みに水を導き、農耕を中心とした生活を営み生活の安定を図ってきました。

中世においては、農産物の生産高が比較的高く、経済的基盤がしっかりしていたことと、大分・宮崎・熊本との交通の要衝にあったことが、古文書からうかがうことができます。

江戸期に入っても日向往還の拠点として繁栄を続け、大分、宮崎との交流を色濃く残した独特の文化・経済圏を形成し、昭和30年代まで順調に発展してきました。しかし、昭和40年以降の急速な工業化と車社会の進展により、都市部への人口流出が続き、熊本市を中心とする経済圏

に取り込まれている状況にあります。基幹産業である農林業は、多くの兼業農家や高齢農（林）業者に支えられていますが、今後更に高齢化が進むことが予測されており、農林業の後継者・担い手の確保が急務となっています。また、高齢農（林）業者の引退等による農家戸数の減少により、農業生産額や林業産出額は年々減少傾向にあります。そして近年は、農林業への鳥獣被害の拡大が就業意欲の低下につながっており、農林業離れを助長しています。

商工業は、消費者ニーズの多様化に伴い、熊本市及びその周辺の大規模店、専門店等に客が流出しています。また、車社会の進展により、中心市街地は空き店舗が増加し、過去のような賑わいが失われています。

（２）町における過疎の状況

本町の人口減少率・高齢化率は、県内のなかでも非常に高く、平成23年以降は、年間の出生数が100人を切っている状況です。このままの勢いで人口減少が続けば、学校の廃（休）校、人格形成の場の喪失、消費や住宅建設等の需要縮小、労働力不足による農林業や地場産業の低迷及び技術伝承の途絶、税収減少による公共サービスの質の低下など様々な分野に重大な影響を及ぼします。これ以上、急激な減少とならないよう、町内からの流出人口を抑制するとともに、町外からの流入人口を増やさなければなりません。平成26年には人口急減・超高齢化という課題に対し政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自立的で持続的な社会を創生できるよう、「まち・ひと・しごと創生法」が施行されました。「地方創生」をチャンスととらえ、自立したまちの経営に向けた道筋を描き、効率的かつ効果的な行財政運営への転換を図ることとしています。

日本の地方部においては、何事においても人員不足が慢性的な課題であり、その地域に根づく産業、伝統芸能、生活文化、景観等の維持が難しくなり、地域の宝が失われている状況が全国各地で見られ、地方部を取り巻く環境は、厳しさを増しています。本町においても、基幹産業である農林業従事者の減少に対応するため、後継者の育成に向け、町独自の研修機会の確保に努めました。一方で、商店街を構成する個人商店の後継者不足、地域づくり人材の高齢化等が顕著であり、引き続き担い手確保のための体制を確立することが必要です。

また、近年の情報通信技術の発達により、都市部でなくても買い物等の様々な生活サービスや仕事に欠かせない情報ネットワークを享受できる環境が構築されており、自らのライフスタイルに合わせて、暮らし方や働き方を柔軟に変化させることができる基盤が整ってきています。本町においても、Iターン者が増えており、多様な生き方・暮らし方・働き方を選択する人の受け皿としての環境整備が求められています。

今後も行政サービスを維持していくためには、住民、事業者・団体、行政等がそれぞれ果たすべき役割を明確にし、協働によるまちづくりを進めていくことが必要となっています。本町においても自治振興区単位でのまちづくりの展開が、将来的なまちの維持において重要な位置づけとなっており、住民自らの手で集落を維持していく体制の強化やそれを支える仕組みづくりが求められています。

（３）産業構造の変化

本町の就業者人口は、第1次産業の急激な減少に伴って、全産業就業者数で大幅な減少を示しています。第2次産業は、平成7（1995）年より減少傾向で推移しており、第3次産業においても減少に転じています。

就業人口の動向も少子化の影響や若年人口の流出により、昭和55年から令和2年の40年間で約6,600人が減少しています。

本町の就業人口の減少は、多くが農林業の就業者数の減少によるものと見られますが、労働力

人口全体が大きく減少しているため、単純に第1次産業から第3次産業に移行したとは言い難い状況にあります。

就業人口比率において平成12(2000)年から第3次産業が第1産業を上回ったとはいえ、依然として農林業が基幹産業として中心的存在であることには変わりません。

2 人口及び産業の推移と動向

本町の人口は、昭和30(1955)年に43,098人とピークを迎えて以降、減少傾向が続いており、令和2(2020)年10月に行われた国勢調査では13,467人となっています。これは、ピーク時の昭和30(1955)年と比較すると、29,631人の減少(△68.8%)で、急激に人口減少が進んでいることが分かります。

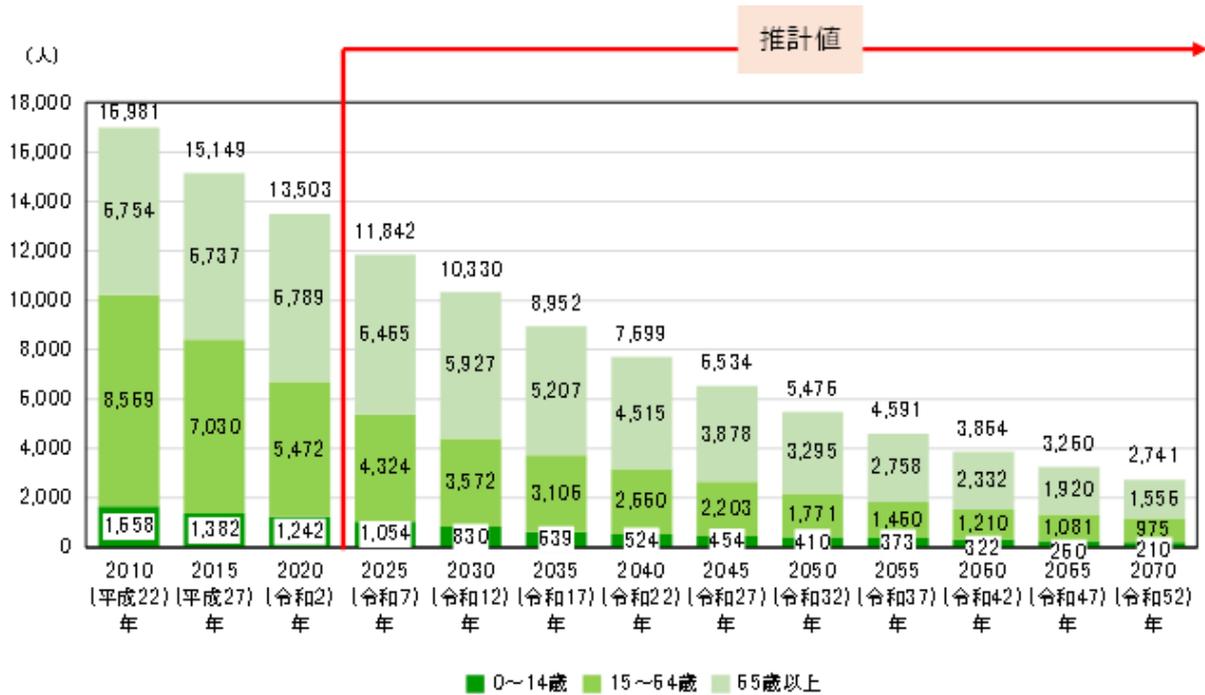
本町の年齢階層別人口を見ると、65歳以上の老年人口割合は、昭和30年は6.1%でしたが、それ以降は高齢化が進み、令和2年には50.3%にまで増加し、令和12年には57.4%にまで増加することが予測されています。その一方で、15歳以上64歳以下の生産年齢人口割合は、昭和55年の64.2%をピークにその後は平成22年の50.5%にまで減少し続けており、令和12年には34.6%と同年の老年人口割合の57.4%を大きく下回ることが予測されています。

各産業別就業人口比率では、第1次産業の農林業の就業人口比率は、昭和35年には72.7%あったものが令和2年では38.0%となり半減しています。第2次産業においては、昭和35年は5.6%であった就業人口比率が平成2年には、21.0%と増え、その後、平成7年には22.6%まで増加しましたが、就業人口は、平成2年をピークに減少しています。第3次産業は、昭和35年には就業人口比率が21.7%であったものが平成17年には43.9%となり就業人口も増加し、平成12年から第1次産業の就業人口を上回りました。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	26,336	23,502	△ 10.8	18,761	△ 20.2	15,149	△ 19.3	13,467	△ 11.1
0歳～14歳	5,589	4,487	△ 19.7	2,068	△ 53.9	1,382	△ 33.2	1,241	△ 10.2
15歳～64歳	16,905	14,201	△ 16.0	9,750	△ 31.3	7,030	△ 27.9	5,455	△ 22.4
うち15歳～29歳(a)	4,610	2,840	△ 38.4	1,950	△ 31.3	1,080	△ 44.6	835	△ 22.7
65歳以上(b)	3,842	4,814	25.3	6,943	44.2	6,737	△ 3.0	6,771	0.5
(a)/総数 若年者比率	17.5	12.1		10.4		7.1		6.2	
(b)/総数 高齢者比率	14.6	20.5		37.0		44.5		50.3	

表 1-1 (2) 人口の見通し



(資料：国立社会保障・人口問題研究所の推計を基にした山都町独自推計)

表 1-1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区分	昭和55年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	14,119		12,313	△ 12.8	10,027	△ 18.6	8,166	△ 18.6	7,485	△ 8.3
第一次産業	8,082		5,556	△ 31.3	3,792	△ 31.7	3,097	△ 18.3	2,841	△ 8.3
就業人口比率	57.2		45.1		37.8		37.9		38.0	
第二次産業	1,680		2,586	53.9	1,828	△ 29.3	1,267	△ 30.7	1,183	△ 6.6
就業人口比率	11.9		21.0		18.2		15.5		15.8	
第三次産業	4,351		4,171	△ 4.1	4,401	5.5	3,805	△ 13.5	3,461	△ 9.0
就業人口比率	30.8		33.9		43.9		46.6		46.2	

3 行財政の状況

(1) 行政の状況

本町の行政組織は、町長部局が本庁 1 1 課、2 支所及び町立病院で行政委員会事務局が議会・教育委員会・農業委員会・監査委員・選挙管理委員会からなり職員総数は 2 9 4 人です。

(行政組織の状況)		令和 7 年 4 月現在
職員総数	・	2 9 4 人
① 町長部局	・	2 5 8 人
	総務課	2 3 人
	企画政策課	1 0 人
	税務住民課	1 5 人
	健康ほけん課	1 5 人
	福祉課	3 9 人 (町立保育園 5 園)
	環境水道課	1 4 人
	農林振興課	2 2 人
	建設課	1 6 人
	商工観光課	9 人
	山の都創造課	5 人
	会計課	3 人
	清和支所	8 人
	蘇陽支所	1 3 人
	町立病院	6 6 人
② その他の局	・	3 6 人
◎ 議会事務局	・	2 人
◎ 教育委員会事務局	学校教育課	1 9 人 (中学校 3 校・小学校 5 校)
	生涯学習課	1 1 人
◎ 農業委員会事務局	・	3 人
◎ 選挙管理委員会書記局	・	(1 人) 兼務
◎ 監査委員事務局	・	1 人

人口減少に伴う町職員の人員及び経費の縮小が進む中で、将来的な行政運営を見越した体制の見直しや、重点施策に絞った特徴ある人員配置、職員のマンパワーがなければ動かすことができない部門の見直し、公営部門と民営化部門の事業の整理を行うなど、将来を見据えた上で組織の再編に取り組んでいます。

さらに、事務事業評価による事業見直しも継続的に行い、社会情勢に配慮した事業規模となるよう適宜調整し、財政支出の縮減と合わせて、町債借入の抑制により将来負担の軽減を図ります。

(2) 財政の状況

人口減少や少子高齢化が進む中、生産年齢人口の減少による財源の縮小が財政に深刻な影響を及ぼしています。一方で、高齢者向けの社会保障費や生活インフラの維持、公共サービスの提供にかかるコストが増加し、財政は恒常的な圧迫を受けています。加えて、自主財源が厳しい状況が続いているため、地方交付税や各種補助金への依存を余儀なくされています。このような背景のもと、地方分権が進む現代では、国の支援を効果的に活用しながら、地域が独自に持続可能な

施策を打ち出すことが求められています。

令和2年度の決算状況では、歳入において地方交付税、国県支出金、各種譲与税、地方債といった依存財源が歳入全体の83.2%を占めています。歳出では、義務的経費が28.4%、投資的経費が27.4%、その他経費が44.2%となっており、特に義務的経費では、人件費が全体の45%を占めており、固定的支出が大きな割合を占めています。また、投資的経費の内訳では災害復旧事業費が53.5%に達しており、平成28年熊本地震以降、毎年度頻発する災害への対応費用が依然として財政に大きな負担を与えています。

経常収支比率は、令和2年度決算において82.8%となっており、類似団体平均値(89.4%)と比較すると6.6ポイント下回っている状況です。実質公債費比率においても4.8%と類似団体平均値(9.5%)を4.7ポイント下回っており、各種事業の選択と集中により地方債の借入れの平準化を進めたことが要因と考えられます。

また、地方公共団体の財政力を示す財政力指数は0.22で、類似団体の平均値(0.34)を大きく下回っています。町では人口減少や全国平均を超える高齢化率、産業基盤の脆弱さなどにより町税などの「自主財源」の確保が厳しい状況が続いています。このため、中期財政計画に基づき、公債費・人件費などの義務的経費の抑制や団体運営助成金の縮小を進めるとともに、公共施設等総合管理計画に基づく施設の長寿命化や適正配置、維持管理コストの縮減・平準化等による歳出の見直しを徹底し、行政の効率化を図ることで財政の健全化を目指します。

さらに、財政健全化に加え、地域活性化などへの取り組み強化も重要となります。人材育成や地域内経済の循環促進を通じ、長期的な地域基盤の安定化を図ること、自然や文化といった地域資源を活用した観光事業の展開や、時代のニーズに応じた新たな産業の創出を進めることで税収増加を目指し、持続的な地域経済を構築するとともに、同時に行政サービスの見直しを進め、効率的かつ効果的な財政運営を図ることが不可欠となっています。

表 1-2 (1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額A	13,917,062	12,985,378	16,042,958
一般財源	8,845,175	8,357,441	7,629,411
国庫支出金	1,989,541	1,518,028	3,755,379
都道府県支出金	1,199,174	1,323,866	2,411,223
地方債	772,000	587,600	733,250
うち過疎債	272,000	228,500	256,100
その他	1,111,172	1,198,443	1,513,695
歳出総額B	12,998,408	12,472,332	15,219,414
義務的経費	5,409,696	4,980,775	4,323,197
投資的経費	3,190,852	2,404,965	4,169,409
うち普通建設業費	3,133,049	2,277,671	1,939,242
その他	4,397,860	5,086,592	6,726,808
うち過疎対策事業費	404,836	412,478	543,715
歳入歳出差引額C (A-B)	918,654	513,046	823,544
翌年度へ繰越すべき財源D	568,830	246,537	439,328
実質収支 C-D	349,824	266,509	384,216
財政力指数	0.20	0.20	0.22
公債費負担比率	17.7	15.2	11.4
実質公債費比率	11.5	6.8	4.8
起債制限比率	-	-	-
経常収支比率	81.9	84.9	82.8
将来負担比率	56.3	26.0	6.0
地方債現在高	13,283,284	8,975,055	8,104,114

- (注) 1 上記区分については、地方財政状況調査（総務省自治財務局財政調査課）の記載要領による。
ただし、実質公債費比率と将来負担比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づく数値を使用する。
- 2 法第3条による「過疎地域とみなされる区域」（いわゆる「一部過疎」の区域）がある市町村についても、現在の市町村で作成。

(3) 公共施設整備水準等の現状と動向

公共施設の整備水準の現況は、次のとおりです。

今後、総合計画、過疎地域持続的発展計画、辺地総合整備計画等により地域の特性やバランス、利便性などにも配慮し、計画的に施設の整備を進めます。

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2 年度末
市町村道					
改良率(%)	25.1	33.2	38.9	40.9	41.7
舗装率(%)	38.9	69.9	76.3	78.8	79.6
農道					
延長(m)				8,292	6,808
耕地1ha当たり農道延長(m)	187.3	219	5.5	-	-
林道					
延長(m)				100,806	106,106
林野1ha当たり林道延長(m)	5.9	14.7	8.8	-	-
水道普及率(%)	52.8	56.6	60.1	71.4	75.5
水洗化率(%)		2.1	31.4	54.5	73.1
人口千人当たり病院、 診療所の病床数(床)	11.2	13.3	12.9	14.2	16.2

4 地域の持続的発展の基本方針

本町は、肥後の歴史のなかで光彩を放つ存在である阿蘇氏の本拠地として、また、日向往還の主要な交易地として繁栄してきた歴史があります。合併時には、豊かな山々に囲まれた3町村がひとつになることをイメージしてこれからも「山の都」として栄えるようにとの願いを込めて山都町と名付けられました。

合併後20年が経過し、本町の一体感をさらに発展させるため、「山の都」を山都町の代名詞として掲げ、町民一人ひとりが山都町の人・食・技に磨きをかけて、将来に継承することにより、これらを「山の都」のものがたりとして紡ぎあげていくことを目指します。

地域の持続的発展については、令和8年度を始期とする第3次山都町総合計画及び総合戦略に基づき地域の特性と資源を生かした持続可能な地域づくりを推進します。これらの計画に掲げる基本理念のもと、地域経済の循環強化、定住・交流の促進、安心して暮らせる生活環境の確保、そして次世代を担う人材の育成等を一体的に進め、地域の持続的発展を図るものとします。

なお、総合計画に掲げる基本目標と具体的な取り組みは以下のとおりです。

①《すべての人の幸せを守る》安全・安心「山の都」のまちづくり

山都町では、誰もが安心していきいきと暮らし続けられる地域社会を目指し、人と人、人と地域が支え合う仕組みづくりに取り組んでいます。

人口減少や高齢化、自然災害のリスク、地域コミュニティの変化などといった地域課題に向き合いながらも、住民が誰一人取り残されることなく地域とつながり、すべての人が幸せに暮らせる山都町を実現するために、今後も地域福祉・高齢者福祉・障害者福祉・防災・防犯・健康・医療など様々な分野に係る取り組みを推進します。

②《共に学び共に育つ》自分らしく暮らせる「山の都」のまちづくり

山都町ではこれまで、すべての人が互いを尊重し、成長できる町の実現に向けて、様々な取り組みを進めてきました。個人の価値観やライフスタイルが多様化する昨今において、健やかに成長できる社会環境を整備することは、一人ひとりの自己実現に向けて重要となっていきます。

そのような社会情勢を踏まえ、山都町では、地域ぐるみで子育てや教育環境の充実に取り組むとともに、町内における人権意識の向上や男女共同参画の推進、多様な文化的背景を持つ人々への理解促進を進め、すべての人が互いの違いを認め合い、自分らしく暮らしていくことができる基盤づくりを推進します。

③《地域経済に流れを呼び込む》産業振興に向けた「山の都」のまちづくり

山都町は、豊かな自然環境と地域資源を生かして、農林業やジビエ産業をはじめとする地域産業を育んできました。また、商店街や地元企業を支え、地域経済の基盤づくりに取り組んでいます。しかし、農林業をはじめとする産業の担い手不足や商店街の活力低下など様々な問題が生じています。

このような状況において、地域で働き、誇りをもって暮らせる山都町を目指すためには、町の強みを生かした循環型の産業づくりを推進するとともに、ジビエをはじめとする新たな地域資源の活用を進めます。加えて、地元商工業の活性化などを通じて、交流と経済の好循環を目指すほか、地域内でのチャレンジを支える起業・創業支援を強化し、多様な人材が活躍できる環境を整備します。

④《町の宝をみんなで創る》魅力を高める「山の都」のまちづくり

山都町は、豊かな自然や歴史ある町並み、文化・芸能など、多彩な地域資源に恵まれており、

これまでも、通潤橋をはじめとする観光資源の活用や地域に根ざした伝統文化・芸術活動の継承、自然と調和した景観保全などに取り組んできました。

しかし、観光客のニーズの多様化や地域人口の減少などの影響を受ける中で、これらの資源をいかに次世代に継承し、地域の活力へと結びつけていくかが大きな課題となっています。

今後は、町の魅力を発掘及び再発見し、資源としての価値を高めるために、観光客等の受け入れ体制を整備し交流人口の増加を図るとともに、文化・芸術・スポーツ活動の機会の拡充に努めるほか、美しい景観を未来に残すための保全活動などを住民一体となって推進します。

⑤《暮らしの基盤を整備する》機能的な生活を支える「山の都」のまちづくり

山都町では、自然と共生しながら、住民の暮らしを支える社会基盤の整備と維持に取り組んできましたが、近年では、人口減少や高齢化、生活道路や水道施設などといった社会インフラの老朽化への対応、再生可能エネルギーへの転換、公共交通の維持管理などといった課題が顕在化しています。

その中で、住民の安全と利便性が高い町としていくために、道路・交通インフラの整備や安定した水供給の確保などを推進します。また、ゼロカーボンや循環型社会の実現に向けた環境施策、公共施設の計画的な維持管理、ICTを活用した町内DX（デジタル・トランスフォーメーション）を通じて、質の高い生活基盤の構築を推進します。

⑥《いつまでもこの町で》住民主体で持続可能な「山の都」のまちづくり

山都町では、地域の未来を担う人材や地域活動を支える団体をまちづくりの基盤と捉え、これまでも、地域住民による自主的な活動への支援や地域課題に取り組む団体の育成に取り組んできました。しかし、人口減少や高齢化の進行により、地域コミュニティの維持が大きな課題となっています。

山都町では、今後も地域を支える人材の発掘と育成に力を入れるとともに、関係団体の継続的な活動を支援し、集落の維持管理や地域の暮らしを支える体制を整備していきます。また、地域外の多様な人々とのつながりを育む「関係人口」の創出・拡大を図り、地域内外の人が協力し合える仕組みづくりを進めます。さらに、住民と行政が対等なパートナーとして、誰もが参加できる協働のまちづくりを推進します。

また、SDGs 未来都市（令和3年度選定）の本町では、有機農業による持続可能なまちづくりをコンセプトに、町を支える人づくり、住民の生活を支える産業づくり、住みやすい、住み続けたいと思われる環境づくりに取り組んでいきます。

5 地域の持続的発展のための基本目標

第3次山都町総合計画及び総合戦略等を踏まえ、基本目標を以下のとおり設定します。

指標名	基準値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
総人口（県推計人口）	12,041人	10,590人
新規就農者数	10人／年	10人／年
企業誘致件数（累計）	1件	2件
空き家バンク成立件数	29件／年	30件／年

6 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況については、町議会議員や外部有識者で組織する総合戦略等の効果検証機関

において毎年評価を実施し、着実な計画の遂行に努めます。なお、評価結果については、町ホームページにより公表を行うものとします。

7 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間とする。

8 山都町公共施設等総合管理計画との整合

本町では、令和7年3月に第2期公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の状況などを総合的に把握し、今後10年間の方針の策定を行いました。また、公共施設個別施設計画の見直しも併せて行い、一部改訂を行いました。

今後は、公共施設等総合管理計画の方針を踏まえながら公共施設等の集約化並びに複合化を進めるとともに、効率的に公共施設等の管理運営を行うことで、過疎地域である本町の持続的発展に繋げていきます。

第2節 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1 現況と問題点

(1) 移住・定住・地域間交流の促進

少子高齢化や町外への転出など人口が年々減少しているなか、令和6年度に実施した町民アンケート調査によると、町民の約6割が「住みよい」と感じています。転出者の多くは、大学などへの進学や町外企業への就職によるものと思われませんが、転出者数を抑制する必要があるものの、進学や就職等を抑制することはできないことから、難しい課題となっています。

今後は、各種媒体を通して町民自らが地域の魅力を発信するとともに、町や集落が一体となり移住者を受け入れる体制を築き、定住へ導くことが必要です。

また、近年では、交通網の発達や情報化の進展により、都市と地域での交流が活発になっており、恵まれた自然や歴史文化を通じた都市との交流が盛んになっています。町内でも自治振興区を主体とした地域間交流が徐々に見られるようになってきましたが、継続した都市部の消費者とのつながりや、それに伴う農産物等の販路拡大や新たな雇用の創出など、地域活性化につなげることができるかが課題となります。

(2) 人材育成

人口の減少や高齢化の加速による担い手不足が深刻化し、集落機能の低下が著しく集落自体の存続が懸念される地区が生じています。集落を維持するために地域を支える新しい担い手の育成を進めていく必要があります。

2 その対策

(1) 移住・定住・地域間交流の促進

令和5年度に「山都通潤橋IC」が供用を開始し、開通に伴う都市圏への通勤時間の短縮が図られたことから、若者が本町に「住みたい」という希望をかなえるため、若者のニーズに沿った住宅等の住環境整備を進めます。

近年、増加傾向にある空き家については、空き家情報の集積（データベース化）、空き家改修、活用への補助など、空き家利活用の仕組みを構築しています。空き家を貸したい人と借りたい人

のマッチングを行い、町の空き家バンク制度を有効に活用し、併せて移住・定住に関する情報を積極的に発信するとともに、一定期間お試しで生活できる短期滞在施設など移住者の積極的な受入を継続して進めます。利活用が望めない空き家等については、補助金を交付することで除却を推進し、宅地としての利活用につなげていきます。

また、恵まれた豊かな自然と伝統文化等を生かした地域間交流を支援し、現地体験やインターネットを活用し、地域の活性化と農村に対する理解醸成や都市と農村との交流人口の増加を図ります。地域支援活動を行う地域おこし協力隊の活用や、自治振興区を主体とした地域間交流を促進しながら、都市部の消費者とのつながりをつくるための取り組みを行い、農産物の販路拡大や就業機会の創出など産業振興へつなげ、地域活性化の実現を目指します。

(2) 人材育成

町外からの新規就農希望者や地域おこし協力隊をはじめとした外部人材を積極的に活用することで、地域力の向上を図るとともに新たな地域のリーダーとなる人材の発掘と育成を行い、地域の担い手の確保を推進します。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、 人材育成	(1)移住・定住	山の都移住すまいるセンター事業	山都町	
		住宅改修・購入・除却補助事業	山都町	
		宅地・住宅整備事業	山都町	
	(3)人材育成	地域おこし協力隊の活用	山都町	
		山都ラボ事業	山都町	
		やまとしごとSTORE事業	山都町	
	(5)その他	矢部高校魅力化支援事業	山都町	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、令和7年3月に第2期公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の状況などを総合的に把握し、今後10年間の方針の策定を行いました。また、公共施設個別施設計画の見直しも併せて行い、一部改訂を行いました。

今後は、公共施設等総合管理計画の方針を踏まえながら公共施設等の集約化並びに複合化を進めるとともに、効率的に公共施設等の管理運営を行うことで、過疎地域である本町の持続的発展に繋げていきます。

第3節 産業の振興

1 現況と問題点

(1) 農業

農業は、本町の基幹産業となっており、野菜・米・茶・葉たばこ・しいたけ、畜産等の複合経

営が行われてきました。近年では、地域特性を活かした高冷地野菜やブランドとして定着した「矢部茶」、無農薬・減農薬の「清和ブランドの野菜」などは高い評価を得ています。また、「蘇陽ブルーベリー」は、ジャムやワインなどの2次製品を生み出し、新たな特産品として期待されています。しかし、厳しい気象条件や耕地の整備率や利用率・生産効率の低さ、農業従業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加、更に、シカやイノシシなどの有害獣の被害も加わり、稲等を中心に被害も深刻化し、農家の生産意欲の低下など、中山間地域を取り巻く情勢は厳しい状況にあり、農家数は年々減少し、特に、専業農家及び第一種兼業農家は減少しています。

(2) 林 業

本町の森林面積は、約39,141ha（山都町森林整備計画より）で全町の72%を占め、スギ・ヒノキ・クヌギや筍・椎茸の生産が盛んです。近年では持ち直しつつあるものの、永らく続いた木材価格の低迷により林業への意欲は衰退し、加えて林業労働者の不足と高齢化という要因もあり森林の適切な維持管理は停滞気味となっています。適切な森林整備に必要な林道網の整備を進めていく必要があります。

林業の活性化に向け、間伐の推進及び木材・竹材加工品など森林資源に付加価値を加えて有効利用を図り、需要拡大や販路拡大など支援策を推進する必要があります。また、放置林の整備にも鑑み、木質バイオマスの活用促進を図ります。

(3) 商 業

商業の状況は、経済センサスによると令和3年は179店で平成28年と比べ32店減少し、年間商品販売額も同期間で30億円程度減少するなど、町内外における大型店の進出による影響と消費者ニーズの多様化などによる影響から、中心商店街において小売業を取り巻く環境は非常に厳しい状況が続いています。また、経営者の高齢化や後継者不足から空き店舗も目立つようになっています。

(4) 地場産業

工業統計調査によると、本町の従業員4人以上の事業者数は令和元年に14箇所、従業員数は273人、製造品出荷額等は48億円余りとなっています。平成25年度と比較すると、事業所数で7箇所、従業員数で81人、製品出荷額等で8億円減少しています。地場産業を取り巻く経済環境は、産業構造の変化やグローバル化の進展等の影響により、依然として厳しい状況にあります。

本町の主たる産業は、電子部品、木材工業、食料品製造、窯業・土石等で、経済の浮揚と雇用の確保に効果をもたらしていますが、多くは零細経営であり、安定経営を促進し商業者の経営能力向上、個店の魅力向上のための研修などを行い、意識改革を進めて行くことが必要です。

また、超高速情報通信環境の拡充や九州中央自動車道の開通効果による働く場としての環境を整備し、併せて山都町の特徴を活かした企業誘致を推進する必要があります。

(5) 観 光

本町は世界的観光地である阿蘇の南外輪に位置しており、外国人観光客が多く訪れる宮崎県高千穂町とも接しています。町の主要国道である445号、218号は交通渋滞のない「かみましき阿蘇観光サザンルート」として、広域的な観光ルートを形成しており、沿線の地域では自然や産業、文化等の観光資源を活かした取り組みを進めています。

また、九州中央自動車道においては、平成30年12月に本町初となる「山都中島西IC」が開通し、令和6年2月には「山都中島東IC」・「山都通潤橋IC」が開通しました。国土交通

省の発表によると、九州中央自動車道と国道445号を合わせた交通量は、開通1年後に約2割増加しました。今後は、矢部清和道路（10.3km）・蘇陽五ヶ瀬道路（7.9km）の事業化が決定しており、熊本区間に残る清和から蘇陽間の事業化も要望していることから、全線開通による観光産業等への大きな経済効果が期待されます。

通潤橋、聖橋などの石橋群や白糸台地の棚田景観、通潤用水、愛藤寺城跡地などの文化遺産が数多く残っており、通潤橋周辺にはミエルテラスや通潤山荘などの施設整備を行い、観光・レクリエーションの拠点となっています。

また、「清和文楽」を伝承する専用劇場である「清和文楽館」や清和物産館「四季のふるさと」などを整備し、多くの観光客が来訪しています。「清和高原天文台」では、「スターフェスタ」を開催するなど、周辺の井無田高原キャンプ場とともに県内外の交流施設としての役割を担っています。そのほか、「青葉の瀬」や「緑仙峡フィッシングパーク」など、宿泊や自然とふれあう体験学習の場づくりを行なっています。

都市農村交流促進事業の拠点施設として整備が進められてきた「そよ風パーク」は、宿泊施設やレストラン、物産館、展望所、体験学習施設、そよ風広場などの施設を有し、観光や農業、健康の情報発信施設としての機能を担っています。その近くにある服掛松キャンプ場は、県内外から多くのアウトドア志向の観光客が訪れており、紅葉シーズンには蘇陽峡を訪れる観光客も多くあります。

平成18年から町が所有する観光施設を指定管理者制度により委託運営していますが、熊本地震や新型コロナウイルス感染症の拡大による経済不況の中で、各施設とも非常に厳しい経営を強いられてきました。町には道の駅「通潤橋」、道の駅「清和文楽邑」、道の駅「そよ風パーク」の三つの道の駅があり、休憩機能、情報発信機能、地域の連携機能としての役割を果たしていますが、情報の共有や運営連携等が不十分であり、有機野菜に代表される町の様々な特産物の販売促進など、それぞれの施設の機能を十分に活かしていないのが現状です。また、2施設については建築後20数年が経過し、大規模な維持補修や設置機器の更新、交換等が必要なケースが多数見受けられ、今後の大きな財政負担が予想されます。

2 その対策

(1) 農 業

本町は、豊かな自然、歴史的な遺産、伝統文化やブランドとして広く知られる農産物など、多様かつ特徴的な資源に恵まれています。これらの地域資源を有効に活用するため、農業と地場産業や観光など、新たな枠組みで連携・融合を図り、地域の活性化に結びつけていく必要があります。

農地は、経済性や効率性だけを重視するのではなく、環境保全の観点からも多様な機能が持続的に発揮できるよう、農業の維持・再生を図り農地の荒廃防止に努めます。また、安心・安全、新鮮な農産物に対するニーズは今後も高まっていくものと予想されることから、無農薬や有機栽培など、環境保全型の特色ある農法の浸透・定着を図ります。

① 農業の基本的条件整備の推進

本町の基幹産業である農業については、農業生産の基礎的条件整備を行い、農業協同組合など関係機関と連携・協力しながら農業の振興に取り組み、地域経済の活性化や農業所得の向上を図ります。

具体的には、生産基盤や農業・農地情報システムなど生産環境の整備を進めていくとともに、集落営農の推進による地域営農の確立や農作業受委託などを通じた農地の保全を行い、将来に渡って農地を維持することができる仕組みに取り組みます。また、認定農業者など地域農業をリー

ドし、経営感覚に優れた農業経営者の育成を進めるとともに、農業後継者、新規就農者の育成など担い手の確保や新技術の導入を支援します。

② 担い手の確保

農業を活性化する手段の一つとして、農業後継者や新規就農者を安定的に育成、確保することが必要です。行政機関はもとより農業団体、農家が一体となって取り組まなければなりません。そのために、認定農業者など地域農業をリードし、経営感覚に優れた農業経営者の育成を進めるとともに、就農するために必要な技術面での研修や就農後の経営を定着・安定させるまでの支援などに取り組みます。加えて、就農までの安定した生活支援として、国・県と連携をとりながら就農支援給付金の活用など、事業推進を図ります。

さらに、家族経営協定締結による就業環境改善や経営開始時における金融支援など、受け入れ態勢の整備を図り、農業後継者、Uターン者、農業以外からの新規就農者など、幅広い人材の確保と育成に努めます。

③ 女性農業者、高齢農業者の支援

女性農業者の経営参画、社会参画を進めるため、農業委員等の各種委員への積極的登用をはじめ、農産物の加工品開発、直売所等への出荷組織育成など、女性農業者への支援を行います。高齢農業者については、高齢者に適した作物導入の支援を行うとともに、豊富な経験で培われた技術や知識を活かした農産加工、直売所運営などの支援を行います。

④ 畜産業の振興

町における畜産業は、乳用牛・肉用牛・採卵鶏・ブロイラーなどの経営が行われています。農畜産物の輸入自由化や乳価の低迷など、畜産業を取り巻く厳しい環境の中で、低コストで生産性の高い安定した畜産経営の推進を図らなければなりません。畜産業は、地域の飼養立地条件に対応した合理的な畜産経営確立のため、強い農業づくり交付金や畜産公共事業等を積極的に活用して経営体質の強化に努めます。

また、堆肥は肥料や土壌改良資材として利用できる貴重な資源です。自然循環機能を活かした持続性の高い農業を推進するためにも、耕種農家と畜産農家が連携して良質な堆肥を生産し活用するためのシステムづくりを進めるため、堆肥処理施設の導入を推進します。

⑤ 環境保全型農業の推進

町の自然条件を活かし、無農薬・減農薬栽培や畜産の振興を図りながら、堆肥の生産による有機物の土壌還元を進めるなど、環境保全型農業の普及に取り組み、地域特性を活かした安心・安全な農産物づくりを推進します。また、有機農業への取り組みも盛んに行われており、その技術向上と普及振興に努めます。

⑥ 地産地消と安心・安全の産品づくり

消費者の農産物に対する安心感や信頼を得るため、生産現場の情報を消費者に提供し、域内における地域農産物を活用した健全な食生活の普及、定着を推進します。また、小中学校の給食等における地場農産物の活用と併せて「食農教育」を推進し、地産地消に取り組みます。

⑦ 有害鳥獣被害防止対策

有害獣の被害については、被害額が近年増加しており捕獲頭数も増加傾向にあります。農作物の被害はもちろん、農業者の生産意欲を奪うなど大きな社会問題となっています。電気柵等の

設置による被害防止策と、捕獲に対する補助等を充実させることにより、集落一丸となった取り組みを実行し、併せて捕獲鳥獣処理加工施設活用（生産意欲・捕獲意欲の維持高揚）を進めます。

（２）林 業

森林は経済的な機能のほか、国土の保全・水資源の涵養など公益的機能を有し、住民生活に深く関わっています。しかし、林業の不振から森林への関心は薄れ、公益的機能の低下が危惧されています。森林の機能を維持増進させるためには、管内民有林での間伐の促進を図るとともに、間伐材の流通を促進させ、林業生産基盤の整備や林業経営体制の強化、活力ある後継者の育成など、地域が一体となった振興を図る必要があります。今後は、さらに効率的な森林施業の実施を図るため、一定の地域内で複数の施業地を取りまとめて計画的・集約的な施業（集約化施業）を実施することが必要です。また、経営・管理が行われていない人工林については、森林経営管理制度を活用し、適切な森林管理を推進します。

① 林業の基礎的条件整備の推進

既存の県道・町道・農道と連携した林道網の整備を推進し、林業の生産性向上と適正な森林の整備を進め、安定的な出荷体制を確立し地場産材の価格の安定を図ります。また、森林組合など関係機関と連携し、搬出などの作業コストの低減や作業上の安全を確保するため、高性能林業機械の導入や作業の効率化を図ります。

また、木材の地産地消を進めるため、公共施設等への利用を促進するなど、地場産材の需要拡大を図ります。

② 森林の公益的機能の保全

国産材需要は、平成14年度を底として現在は増加傾向にあるものの、木材価格の低迷による厳しい林業経営状況が続く中、適切な森林整備が行われない森林では公益的機能の低下が懸念されています。計画的な造林・保育を進め、森林の管理・保全体制を強化し、森林の持つ水源涵養や環境保全等の公益的機能の向上を図ります。

③ 林業担い手の育成・確保

林業従事者の減少・高齢化に対応し、森林組合など関係機関との連携を図り作業の受委託体制を強化し、緑の雇用などを活用した林業後継者の育成や作業技術の向上に努めます。また、新規就業者の定着促進のため、事業活動の共同化による体質強化や高性能林業機械の導入など、林業事業体が行う就業環境の改善に向けた取り組みを支援します。さらに、小中学校や地元高等学校との連携を図りながら林業にかかる体験学習等に取り組み、幼少期から林業への興味理解促進のための施策を進めます。

④ 特用林産物の産地化

しいたけや筍、竹材、木炭などのほか、竹炭や竹細工、木工品など加工品の生産を進め、特用林産物の産地化を図ります。また、放置竹林については、森林環境の悪化を招くほか有害獣の住処ともなるため、適正な間伐や竹林整備を進めます。搬出される竹については、加工を行い竹の粉として利用し、土壌改良剤などへの活用方策を先行的に取り組みます。

⑤ 森林空間の利用促進

森林は、人の心をなごませる機能があります。このため、森林空間を利用した林業体験やキャンプ等により森林に親しむ機会を設けるとともに、癒しの空間として活用することで、都市住民

との交流や森林に対する理解を深めるための事業を促進します。

(3) 商 業

商業については、交通社会の発展にともなう生活圏の拡大等により商店街の空洞化が進行しています。このため、商工会の活動を支援するとともに、商工会と連携した事業継続のための取り組みをはじめ、空き店舗対策や利便性と集客力を高める駐車スペース、こどもと高齢者にやさしい歩道整備などの基盤整備を図ります。

① 商店街の振興

中心市街地を地域の交流拠点として賑わいを創出するため、空き店舗対策や大造り物小屋を活用した商店街への誘客など、やまと文化の森を拠点とした中心市街地活性化の取り組みを推進します。

また、商店街の賑わいづくりに向けては、魅力向上への事業者の主体的な取り組みが不可欠であり、各種事業への支援充実を図ります。

さらに、高齢化社会に対応した新たなサービスの展開など、地域の実状や時代の変化に応じた柔軟性のある商業の取り組みを推進します。

② 経営能力の向上

地域事業者の研修や講習会等を開催し、経営の近代化・合理化など経営能力と経営意識の向上、後継者やまちづくりのリーダーの育成等について、商工会と協力しながら各種事業を推進していきます。

さらに、新規起業者を支援するため、各種支援や情報提供などの事業を推進します。

(4) 地場産業

① 付加価値のある地場産業の振興・特産品の開発とブランド化

既に確立された地場産品である「矢部茶」、「清和ブランドの野菜」、「蘇陽ブルーベリー」などの産品については、引き続き生産基盤整備や製品の均一化などによる質の向上と、大都市の消費者向けの販路拡大を行うためのPR活動を行います。また、市場調査を踏まえた高付加価値作物への生産誘導や集出荷体制の整備を行います。さらに、異業種交流、製造業と農業など産業間の連携や地域の枠を超えた連携を促進し、新しい特産品の開発や市場拡大などに取り組みます。

② 企業誘致と後継者の確保、育成

地域の経済発展や雇用拡大の観点から、環境負荷の少ない産業分野における優良企業の誘致促進を図り、誘致企業と地元企業との生産連携や技術移転の促進を支援します。

また、すべての産業において職場環境の改善や生産組合等の組織と連携し、研修や講習会の開催を支援するなど、後継者の確保や育成に努めます。高齢化社会の進展や生活の価値観の多様化などを背景に、高齢者福祉や家事支援等の住民生活を支える様々なサービスの需要が高まっています。それらの課題や問題を解決するための地域密着型の事業活動(コミュニティビジネス)を支援し、地域での雇用機会の拡大を図ります。

③ 観光と他産業との連携

農産物加工品の開発や、農協・商工会・森林組合等が協働し、商店街での朝市開催や観光産業と農業、林業、商業など他産業との連携により、地域産業の活性化を図ります。

(5) 観 光

本町の自然や歴史的文化遺産の観光利用の手法については、見直しも含めて検討する必要があります。実際に来ていただくための施策に加え、デジタル技術等を駆使した情報発信や近隣地域との観光スポットの連携、インフルエンサーを起用した観光スポットの発信など、さらなる観光振興の取り組みを推進します。

① 観光資源の活用

自然景観や歴史、伝統文化について、保全と継承を図りつつ、その活用によってそのものの良さを更に磨きあげる取り組みを進めます。これまでの取り組みにとらわれない新しい発想や技術を取り入れることで、新たなファンの獲得につなげ、保存や継承を確固たるものとすることができます。

また、観光客に分かりやすく本質を伝えるためのガイドの養成も必要です。行政だけでなく民間や個人を巻き込み、みんなが町の魅力を説明できるような取り組みを推進します。

② 観光施設の整備

各観光拠点施設については、指定管理者制度により管理委託契約を結んでいるところですが、施設間の連携を図ることで運営効率を上げ、経常利益向上のための支援を行います。

また、施設の維持管理を行いながら、老朽化した施設や時代にそぐわなくなった施設の大胆な改修や設備投資を検討します。

③ 観光協会の充実と連携

「山都町観光協会」は、平成21年度からの専属職員採用により、観光産業の推進母体となりうる組織へと改編され、一般社団法人として収益事業への取り組みも可能となりました。観光産業の中核として、本町の観光業のけん引役となる組織となるための人的、財政的支援を行います。

指定管理者として受託している通潤橋物産館ミエルテラス等について、令和8年度リニューアル後は、改修前の売り上げを上回ることを期待しています。

また、町の観光振興計画を新たに策定するため、計画に沿った観光振興事業を推進します。

④ 九州中央自動車道の一部供用開始

現在、整備が進められている九州中央自動車道は、平成30年12月に「小池高山IC～山都中島西IC」間が供用開始され、令和5年度には「山都中島東IC」、「山都通潤橋IC」が供用開始されました。開通による観光客の入り込みを見越した受け入れ体制として、新設した道の駅を拠点に各観光施設への案内や通潤橋への誘導サイン及び道路整備等を計画的に実施します。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
2 産業の振興	(1) 基盤整備				
	農業	中山間総合整備事業（御岳地区）	熊本県		
		中山間総合整備事業（矢部南部地区）	熊本県		
		中山間総合整備事業（矢部中部地区）	熊本県		
		中山間総合整備事業（第二中島地区）	熊本県		
		町単農業基盤整備事業補助金	山都町		
		中島地区用水路整備事業	山都町		
		団体営農業農村整備事業（山都地区）	山都町		
		林業	山村振興事業	山都町	
			単県治山事業	山都町	
			くまもと間伐材利活用推進事業	山都町	
			森林整備地域活動支援交付金事業	山都町	
			山都町森林整備事業	山都町	
			(4) 地場産業の振興		
	加工施設		有害鳥獣加工処理施設	山都町	
	(6) 起業の促進				
		山の都の起業支援事業	山都町		
	(9) 観光又はレクリエーション				
		伝統芸能保存・活用推進事業	山都町		
		観光施設改修事業	山都町		
		翁橋建設工事	山都町		
		郷土料理館改修工事	山都町		
		八朔祭大造り物小屋建築事業	山都町		
		観光看板・標識設置工事	山都町		
		商店街駐車場整備事業	山都町		
		新八代屋及び隣接広場の活用整備事業	山都町		
		馬見原交流館広場整備事業	山都町		
		通潤橋周辺公園整備事業	山都町		
		道の駅整備事業	山都町		
		通潤橋周辺整備事業	山都町		
		中央グラウンド周辺防災公園整備事業 (防災・安全交付金)	山都町		
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業				
	その他	鳥獣被害防止総合対策事業【ニホンカ】	山都町	農林業生産の安定のため、 農作物・森林被害の軽減を 図り、生産意欲の低下・耕 作放棄を防ぎ、農林業の安 定及び所得の向上など産業 の振興及び担い手の確保に つなげる。	
		鳥獣被害防止総合対策事業【イソシ】	山都町		
		鳥獣被害防止総合対策事業【ニホンザル】	山都町		
		鳥獣被害電気牧柵	山都町		
		旧オートキャンプ場炊飯棟及びトイレ解体工事	山都町		本施設を解体することで、 地域住民の安全を確保し、 安心安全な地域社会の実現 を図り、良好な景観・促進 に寄与する。
		旧JTたばこ産業施設解体工事	山都町		
	(11) その他				
		観光情報発信事業	山都町		

4 産業振興促進事項

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種については、以下のとおりとする。

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
山都町全域	製造業、卸売業、小売業（農林水産物等販売業を含む）、旅館業、飲食サービス業、情報サービス業等	令和8年4月1日 令和13年3月31日	

(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記、「2その対策」及び「3事業計画」のとおり

(3) 他市町村との連携

産業振興を促進するにあたっては、近隣自治体との連携に努めます。

5 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、令和7年3月に第2期公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の状況などを総合的に把握し、今後10年間の方針の策定を行いました。また、公共施設個別施設計画の見直しも併せて行い、一部改訂を行いました。

今後は、公共施設等総合管理計画の方針を踏まえながら公共施設等の集約化並びに複合化を進めるとともに、効率的に公共施設等の管理運営を行うことで、過疎地域である本町の持続的発展に繋げていきます。

第4節 地域における情報化

1 現況と問題点

近年、ICTは急速に発展しており、情報通信の基盤は今や町民の生活や地域経済を支える重要なインフラとなっています。また、新型コロナウイルス感染症対策を契機として、町民の生活様式や働き方が大きく変化し、テレワークの普及やイベントのオンライン配信など、新たなICT活用の必要性が町全体で高まっています。

こうした背景を踏まえ、ICTをあらゆる分野で積極的に活用することで、地域の課題解決に向けた取り組みを進めるとともに、災害や緊急時に強いまちづくりを目指します。また、デジタル技術の活用を通じ、町の行政サービスのさらなる高度化を推進していきます。

2 その対策

① DXの推進

町では、急激な人口減少と少子高齢化が進む中、地域社会や生産活動、行政などの様々な場面で、人手不足や担い手不足といった問題が顕在化しています。一方、新型コロナウイルス感染症への対応を契機として、オンライン会議やテレワークなど新たな働き方が浸透しつつあり、デジタル技術の急速な進展に伴う新たな価値観も定着し始めています。

デジタル技術は、時間や場所、マンパワーといった従来の制約を乗り越える「地方創生の切り札」と言えます。人口減少に伴う過疎化が進む中でも、医療や教育を受けられる環境を整える

ことにより、町民が住み慣れた地域で健康で安心・快適に暮らせる社会の実現を目指します。そのため、あらゆる分野においてデジタル化、さらにはDX（デジタルトランスフォーメーション）を積極的に推進していきます。

② ICTを活用するための環境整備

ICTの利活用を支える超高速ブロードバンド基盤の整備として、平成28年から平成30年にかけて、町内全域に光ファイバー網の基盤整備が完了しました。

今後は、あらゆる分野においてICTを利活用できる環境を整えるため、高速大容量を実現する第5世代移動通信システム、いわゆる5Gのエリア拡大に取り組みます。その際には、国や県、通信事業者と連携し、整備の強化を図っていきます。

③ ICTを活用した課題解決と地域活性化

急激な人口減少と少子高齢化に伴い過疎化が進む中、町民生活に密接した課題を解決するため、買い物支援や生活情報の伝達サービス、医療・福祉・介護分野のサービスにICTを活用します。

また、地理情報システム（GIS）の導入を進め、防災情報やインフラ管理、遊休地の利活用など、町民や関係者が地域の現状を視覚的に把握できる仕組みを整え、一般公開を推進します。

④ デジタル行政の推進

行政サービスを維持・向上させるためには、デジタル技術やデータを活用し住民の利便性を向上させることに加え、ICTなどを活用した業務の効率化を図り、限られた人的資源を行政サービスの向上に繋げていくことが求められています。一方、人口減少が進む過疎地域では、財源の確保や行政職員を含む人材不足が大きな課題となっています。

そこで、あらゆる行政サービスを単独の市町村が担うという従来の発想を転換し、近隣自治体との連携を図りながら、情報システムの標準化や共通化を推進します。さらに、生成AIやRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）などの最新技術を活用することで、業務効率化を進めます。また、行政手続きのオンライン化やマイナンバーカードの普及促進を通じて、行政サービスのさらなる向上を目指します。加えて、これらのデジタル化のメリットを町民が十分に享受できるよう、情報弱者である高齢者を対象としたデジタル機器の操作研修などを実施し、デジタルデバイドへの対策を積極的に進めます。併せて、地域の情報化を担う人材の確保と育成にも取り組み、より充実したデジタル社会の実現を図ります。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設			
	防災行政用無線施設	防災行政無線（同報系）デジタル化整備事業	山都町	
	その他の情報化のための施設	役場庁舎気象観測装置設置	山都町	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	デジタル技術活用	A I ・ R P A 導入事業	山都町	事業の推進により、住民サービスの向上と行政運営に係る働き方改革など、効果的な活用促進により、事務の効率化につなげる。
		行政手続オンライン化事業	山都町	事業の推進により、住民サービスの向上と利便性を高め、行政運営の事務の効率化につなげる。
		デジタルデバイド対策事業	山都町	地域内での情報格差を解消し、公平な行政サービスの提供へつなげる。
	スマート農業導入事業	山都町	従来の農作業にICTやロボット技術などを取り入れることで、労働力問題の解決や、生産性及び生産物の品質向上につなげる。	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、令和7年3月に第2期公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の状況などを総合的に把握し、今後10年間の方針の策定を行いました。また、公共施設個別施設計画の見直しも併せて行い、一部改訂を行いました。

今後は、公共施設等総合管理計画の方針を踏まえながら公共施設等の集約化並びに複合化を進めるとともに、効率的に公共施設等の管理運営を行うことで、過疎地域である本町の持続的発展に繋げていきます。

第5節 交通施設の整備、交通手段の確保

1 現況と問題点

(1) 交通体系

町内には、国道218号、国道265号、国道325号及び国道445号の4路線と県道が15路線あり、町内の主要集落を結び産業・経済・文化の発展に重要な役割を担っています。

公共施設は、国道、県道の幹線道路沿線に立地しています。国道、県道は、地域住民の公共施設へのアクセス道路として、教育・文化・交流のネットワーク軸となっています。

さらに、町道は1,046路線、約943kmが150余りの集落と連結しています。

① 九州中央自動車道

九州中央自動車道の整備は新たな物流の大動脈となり、沿線地域の産業振興や地域住民の利便性向上が図られます。九州東西間の交流・連携が強化され、九州の一体的浮揚につながるもので、

全線開通への早期整備が求められます。

② 国、県道

国道445号は熊本市と直結する利便性の高い路線であり、九州中央自動車道の代替路線としても重要な機能を担っています。危険箇所については年々改良工事が進められていますが、急カーブや急勾配区間も多く交通安全面での解決には至っておらず、施設の老朽化も進んでいます。

県道15路線の改良率は主要地方道の矢部阿蘇公園線は99.7%、益城矢部線は100%、その他の県道が44.4%となっています。本町の地形からしてカーブが多く、勾配も急であるために改良にあたっては多額の事業費を要するため未改良部分が多く、施設の老朽化も進み、交通防災の面からも安全性に欠ける所が多い現状です。特に、主要集落を結ぶ重要な県道の改良についての地域住民の要望は極めて高く、積極的な取り組みが必要です。また、主要地方道矢部阿蘇公園線は、本町と阿蘇を結ぶ観光ルートとしての期待が高く、産業・経済・文化面でも重要な役割を果たすものと考えられ、本路線の早期開通が熱望されており、積極的な取り組みが必要です。

③ 町道

町道については路線数にして1,046路線、総延長約943kmであり、施設の老朽化による維持管理も課題となっています。全路線を整備することは財源的にも困難であるため、主要集落間の生活道を幹線道路として位置づけ、優先的に整備を進める必要があります。

道路の整備にあたっては、地形の複雑さとその殆どが急傾斜地にあるため、改良工事には多額の経費を要します。町の単独事業にも限界があるため、国・県と連携をとりながら事業化に向けた調査・検討を進めていく必要があります。

また、制度事業に該当しない路線については、一般財源の可能な範囲で改良を行うか起債による改良を推進しなければなりません。

地域住民からの道路改良等への要望は多いものの、財政的事情は厳しく大幅な財源の確保は望めないため、住民とのコミュニケーションを図り、理解と協力を求めながら道路改良を推進しなければなりません。なお、現状では町道の用途が変化し、農道や私道として利用されるものがあるため、住民の生活とその関わりを考慮しながら町道本来の目的に沿った見直しを行う必要があります。

④ 農林道

本町は農業が基幹産業であり、生産基盤の基礎となる農道については基幹的な幹線道路から順次整備を進めています。しかし、ほ場への連絡道など規模の小さい農道については整備が遅れており、農作業の効率化や作業機械運転中の事故防止の観点から、今後さらに改良・舗装を進めていく必要があります。

林道については、広大な森林面積を有し森林資源に恵まれているものの、木材価格の低迷や過疎化による林業後継者の減少が進むにつれ、林業生産基盤となる林道整備が遅れ、林道密度は県平均を下回っています。将来の優良材の安定生産や森林資源を生かし守るための林道整備が課題となっています。また、菊地人吉線は、山都町と宮崎県椎葉村を結ぶ重要な幹線道路であり、沿線には天然林や山岳美、溪谷の魅力などを秘めています。現在は未舗装であるためにオフロードコースとしての脚光を浴びており、維持・整備面での配慮が必要です。

⑤ 公共交通の維持

本町の公共交通は、民間路線バス、コミュニティバス、デマンド型乗合タクシー、一般タクシ

一があります。民間路線バスについては、人口減少等による利用者減少の影響で採算が取れず厳しい経営状況が長年続いていましたが、さらに全国的な社会問題である運転手不足が追い打ちをかけ、路線の減便や廃線が相次いでいます。

その代替手段として、コミュニティバスやデマンド型乗合タクシーのコミュニティ交通を導入していますが、運転手不足と運転手の高齢化は、コミュニティ交通においても例外ではありません。

広大な面積を有する山都町にとって、コミュニティ交通は貴重な住民の移動手段であり、民間路線バスは、町外への唯一の交通手段です。これら公共交通の運行維持が今後も強く求められます。

2 その対策

(1) 交通体系

① 九州中央自動車道の早期整備

九州中央自動車道は、町の産業・経済発展に大きく寄与するものであることから、早期全線開通に向けて熊本・宮崎両県及び関係市町村と連携を図り、建設促進活動に積極的に取り組みます。

② 国、県道の整備

地域産業の発展や交流・連携強化を図るためには、国道・県道・町道、農道などを総合的なネットワークとして整備する必要があります。

国道については、国道218号、国道265号及び国道325号の整備は完了しているため、国道445号の改修について国や県と連携を図りながら、整備推進及び維持補修を推進していきます。

県道について、観光振興のうえでも重要な路線は、県と連携して調査検討を進め、改修や機能維持を推進します。

その他、町内の主要集落を結ぶ県道は、幹線道路として地域住民とのコンセンサスを図りながら、未改修部の整備を県と連携し促進するとともにその機能維持確保に努めます。

③ 町道の整備

町道の適切な維持管理を実施するとともに、狭隘な地形条件のため改良が遅れている町道については、主要集落間の交流・連携の強化が必要な幹線道路の整備を優先する。また、高速道路の整備による将来交通の予測や地域間のバランスなどを考慮し、整備効果や効率性の高い路線の整備推進を図っていきます。

④ 農林道

農道は農業生産のみならず、集落間の連絡道として生活道の機能も担っています。農業生産基盤整備として、狭隘な道路や未舗装の道路など農耕車両の走行に支障をきたしている路線の整備を順次行い、農作物の搬出時の荷傷みやほこりによる品質の低下を防止し、農作業効率の向上を目指します。

林道については、森林整備の促進や就業者の確保による森林育成を図るとともに、基盤となる道路網整備を推進し、山村の生活環境の向上を図ります。広域林道等については、経済的な広域連携と山林地域の観光資源活用の面からも改良整備の推進を図ります。

⑤ 公共交通の維持

公共交通は、運転手がいなければ維持ができません。深刻な運転手不足を少しでも解消するた

め運転手確保のための施策を推進します。また、公共交通の維持には、公共交通の利用を促進することが必要不可欠です。住民の公共交通利用に対する意識を醸成し、モビリティマネジメントの推進を図ります。

民間バス路線については、民間路線バス事業者と密に連携をとりながら、路線の維持に努めます。コミュニティ交通については、利用者の意見を反映しながら随時見直しを行い、公共交通ネットワークの維持に努めます。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1)市町村道 道路			
		今馬見原線改良工事 L=800m W=5.0m	山都町	
		上川井野日名田線改良工事 L=600m W=5.0m	山都町	
		杉木田小野線改良工事 L=1,120m W=7.0m	山都町	
		瀬戸福良線改良工事 L=433m W=5.0m	山都町	
		長谷花立線改良工事 L=2,000m W=4.0m	山都町	
		西谷線改良工事 L=1,500m W=5.0～6.0m	山都町	
		米生滝下線舗装工事 L=3000m W=5.0m	山都町	
		二瀬本花上線改良工事 L=1,500m W=6.0m	山都町	
		橘宗旨ヶ鶴線工事 L=1,140m W=4.0m	山都町	
		仮屋神の前線改良工事 L=1,500m W=6.0m	山都町	
		柚木砥用線改良工事 L=900m W=5.5m	山都町	
		小笹井無田線改良工事 L=1,400m W=5.0～7.0m	山都町	
		大川大矢線改良工事 L=1,000m W=7.0m	山都町	
		小星線改良工事 L=600m W=5.0m	山都町	
		下川井野戸屋野線改良工事 L=300m W=5.0m	山都町	
		長谷埋立線改良工事 L=2,300m W=5.5m	山都町	
		原尾野貸上線工事 L=1,400m W=5.0m	山都町	
		白石谷線工事 L=800m W=4.0m	山都町	
		二津留大見口線改良工事 L=700m W=5.0m	山都町	
		須原開田線改良工事 L=450m W=5.0m	山都町	
		久留見尾鍛冶床線改良工事 L=900m W=4.0m	山都町	
		水の田尾下鶴線改良工事 L=1,860m	山都町	
		上鶴線改良工事 L=2,200m	山都町	
		中町線工事 L=50m, W=4.0m	山都町	
		上犬の馬場本坪線工事 L=400m W=5.0m	山都町	
		新町片平線工事 L=50m W=5.0m	山都町	
		田所戸屋野線改良工事 L=2,000m W=4.0m	山都町	
		米生滝下線改良工事 L=2200m W=6.5m	山都町	
		栗山線改良工事 L=1,500m W=4.0m	山都町	
		八矢線改良工事 L=2,000m W=4.0m	山都町	
		二瀬本高辻線改良工事 L=2,000m W=4.0m	山都町	
		伊勢柳線改良工事 L=1,000m W=4.0m	山都町	
		加勢群線改良工事 L=600m W=4.0m	山都町	

4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	柳柳谷線改良工事 L=2,015m W=4.0m	山都町		
		長成牧野線改良工事 L=940m W=4.0m	山都町		
		柳線改良工事 L=1,800m W=4.0m	山都町		
		牧野上司尾線改良工事 L=100m W=5.5m	山都町		
		目細倉木山線改良工事 L=200m W=4.0m	山都町		
		伊儀名線改良工事 L=1,100m W=4.0m	山都町		
		小柏原松の生線改良工事 L=200m W=5.0m	山都町		
		今中神働線改良工事 L=1,900m W=5.0m	山都町		
		大川井無田線改良工事 L=900m W=6.5m	山都町		
		藤木万坂線改良工事 L=161m W=5.0m	山都町		
		水の田尾布勢線改良工事 L=392.573m W=5.5m	山都町		
		長原後谷線改良工事 L=700m W=7.0m	山都町		
		白小野鶴越線現道拡幅工事 L=600m W=7.0m	山都町		
		矢部インター線改良工事 L=200m W=7.0m	山都町		
		椎原1号線改良工事 L=425m W=7.0m	山都町		
		橋りょう	木原谷汗見線 汗見1号橋改良事業 (橋梁新設改良工事)	山都町	
			水の口線 前田橋改良事業 L=8.0m W=4.0m (橋梁新設改良工事)	山都町	
	白小野鶴越線(白小野橋1)改良工事 L=9.03m W=5.15m (上部工架替工事)		山都町		
	その他		自然災害防止事業 法面保護・ロックネット	山都町	
			自然災害防止事業(清和分) 法面保護・ロックネット	山都町	
	(3)林道				
		久留見尾線舗装工事 L=659m	山都町		
	(6)自動車等 自動車				
		コミュニティバス車両更新	山都町		
	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通				
		地方バス運行対策事業	山都町	町外への唯一の交通手段である民間路線バスの事業者に対する運行支援のため補助を行い、町民の生活の安定と利便性の向上につなげる。	
		コミュニティバス運行事業	山都町	町民の普段の生活における移動手段を確保することにより、生活の安定につなげる。	
		デマンド型乗合タクシー運行事業	山都町	町民の普段の生活における移動手段を確保することにより、生活の安定につなげる。	
		公共交通運転手確保事業	山都町	公共交通の維持を図り、町民の生活の安定につなげる。	
地域公共交通計画策定事業・地域公共交通計画推進事業		山都町	持続可能で利便性の高い公共交通ネットワークを形成し、地域公共交通の維持・活性化に取組み、町民の生活の安定につなげる。		

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、令和7年3月に第2期公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の状況などを総合的に把握し、今後10年間の方針の策定を行いました。また、公共施設個別施設計画の見直しも併せて行い、一部改訂を行いました。

今後は、公共施設等総合管理計画の方針を踏まえながら公共施設等の集約化並びに複合化を進めるとともに、効率的に公共施設等の管理運営を行うことで、過疎地域である本町の持続的発展に繋げていきます。

第6節 生活環境の整備

1 現況と問題点

(1) 生活環境

① 上水道、簡易水道

本町の水道は、令和7年3月末現在、水道事業給水戸数4,814戸、給水人口8,138人、月平均使用量約81,979m³、簡易水道給水戸数233戸、給水人口494人、月平均使用量約7,315m³となっています。

公営企業として経営を安定させるため、財政基盤・組織体制の強化を図ることが求められます。そのため、水道事業施設の更新計画を5年ごとに見直し、国庫補助事業を活用しながら老朽化した水道施設を計画的に更新しています。また、概ね5年ごとに水道使用料の改定等を実施し、経営財政力を強固にすることとしています。

なお、人口100人以下の小規模水道については、水道施設の整備事業に関して補助金を交付し、地域の方とともに飲料水の安全・安心な供給に取り組んでいます。

② 生活排水処理施設

生活排水による河川の水質汚濁については、未処理の生活排水の流入を抑えるため合併処理浄化槽の設置促進や住民意識の高揚を図り、河川浄化に努める必要があります。

令和7年3月末現在、本町の人口12,696人に対し、9,071人が合併処理浄化槽を使用しています。(汚水処理人口普及率71.45%)

また、事業用排水についても、排水の目標値に適合するよう指導が必要です。

③ 一般廃棄物

ごみ処理は、収集運搬を民間業者に委託し、町のごみ処理場「小峰クリーンセンター」において中間処理を行い、リサイクルや最終処分(民間事業者へ委託)していますが、可燃ごみについては令和7年度から熊本市へ業務委託を行っています。

また、家庭から排出されるごみについては、種類(可燃物・不燃物・粗大ごみ・資源物)によって分別収集していますが、ごみの減量化や再資源化など、ごみ排出抑制を図る必要があります。

し尿処理は、し尿・浄化槽汚泥を許可業者において収集運搬し町の施設で処理していましたが、令和8年度から御船地区衛生施設組合へ処理を委託することとしました。

④ 自然環境の保全

地球温暖化など環境破壊は世界的な広がりを見せ、大量生産、大量消費による環境への負荷が増大しています。人々が安心して暮らせる社会を持続していくため、環境問題を正しく理解し、環境にやさしく自然と共生する世の中に変えていくことが必要です。

(2) 消防・防災施設

① 消防・防災施設

本町は、544.67k㎡と県内で3番目に広い面積を有するため、住民の生命、身体、財産保護を主眼とする消防防災施策の中で、消防施設・消防設備の充実が急務です。

現在、消防団については、本部・2方面隊・8分団、団員数394名を誇り、消防指令車1台、タンク車1台、消防ポンプ自動車1台、消防ポンプ積載車35台、消防ポンプ軽積載車11台、小型可搬ポンプ12台を保有しています。しかし、老朽化や耐用年数を経過したものが多く計画的な更新が必要です。

また、防火水槽や消火栓等の非常用水利施設については計画的に設置を行ってきましたが、集落が多く、しかも点在しているため整備が遅れている状況です。

防災情報の発信は、令和2年度に防災アプリの導入、令和3年度に防災行政無線デジタル化を実施して情報伝達手段の高度化に努めており、町ホームページ等も活用した情報伝達の多様化を図っています。

また、消防団の通信手段として消防用移動無線を整備し、訓練等を通じて機器操作習熟と運用の充実を図っています。

近年大きな自然災害や地震、大規模な事故等により多くの尊い命が失われています。防災力や災害対応能力の向上は引き続き行政の大きな課題ですが、避難所や効率的な消防防災施設・設備の整備が必要です。

② 犯罪防止のため、防犯灯や防犯看板、死角のない安全な住宅等の改善・整備や地域における防犯組織の構築、自主防犯活動に対する支援、防犯に関する啓発活動に取り組み、防犯体制の充実・強化を図る必要があります。

③ 交通安全

交通安全のため、危険な歩道の拡幅や改修、道路照明灯、ガードレール、カーブミラーなど交通安全施設等の整備が必要です。

(3) 公営住宅

町営住宅等は、矢部地区に19団地111棟213戸、清和地区に5団地41棟50戸、蘇陽地区に16団地48棟113戸あり、山都町全体としては40団地200棟376戸あります。

本町の住宅事情は、高齢者世帯が多く、公営住宅に関しては耐用年数が経過し、老朽化した居住水準の低い住宅が多く存在しています。そのため、住民のニーズを満たし過疎化に対応するうえで、公営住宅等寿命化計画に基づく改修や居住性向上を図るとともに、効率的な集約及び建替が必要です。

2 その対策

多様化する環境問題に対応し、森林や草原、緑川や五ヶ瀬川の源流から発する清冽な水、これらを包み込む清澄な空気など、大切な地域資源である豊かな自然環境を次世代に引き継ぎ、自然を敬い自然とともに生きる循環型社会を構築するため、住民一人ひとりの理解と認識を深めます。子どもから高齢者まで、あらゆる世代に対する環境教育や体験学習を推進するとともに、地球温暖化の原因と言われる二酸化炭素等の温室効果ガスの排出抑制を図ります。住民・事業者・行政がそれぞれの立場で日頃営んでいる社会活動を見直し、連携して省エネルギーの実践や自然エネルギーの活用を推進します。

また、豊かな水環境を守るため、森林の水源かん養機能の維持・向上や河川の環境美化に努めます。

さらに、住民が快適かつ豊かな日常生活を送るため、住環境の整備・充実を図るとともに自然

環境との調和を考慮した快適かつ安心・安全なまちづくりを進めます。

(1) 生活環境

① 上水道、簡易水道

安全で良質な水道水を安定的に供給できるように施設の充実を図り、適正な維持管理のもと災害等緊急時にも対応できるための整備を進めます。未普及地域については、その解消に向けた整備を推進します。

町営管理の給水施設、その他これに類する給水施設については、水道法に基づき適正な管理体制等を整備し、地域住民に対して安心・安全な水を供給しなければなりません。

安定供給の確保を図るため、山都町水道事業水道施設等更新計画を策定しました。今後は、老朽管の布設替え更新、新規配水管の布設、基幹施設の耐震化、クリプトスポリジウム対策強化などの改善を行うとともに、衛星画像のAI解析を活用した漏水調査及び修繕を行う予定です。

② 生活排水処理施設

豊かな水環境を継承するため、河川汚濁の主原因である生活排水の対策を強化するとともに河川の環境美化を促進します。

汚水処理人口普及率向上のための対策としては、地理的条件等により合併処理浄化槽での対応が必要であるため、補助事業を活用しながら整備促進及び既存の単独処理浄化槽からの転換を推進します。併せて、浄化槽管理の徹底を行うことにより、住民の環境保全意識の向上を図ります。

また、令和8年度からし尿等の処理を御船地区衛生施設組合へ委託するため、事業者と協力し収集運搬体制の整備を図ります。

③ 一般廃棄物

持続的な発展が可能な循環型社会の形成を進めていくため、ポイ捨てなど不法投棄の禁止を徹底するとともに、環境問題に対する理解と関心を深めるための講演会や学校における環境教育を推進し、住民や事業者のモラルを高める取り組みを行います。また、それぞれの立場でできる「ゴミを出さない工夫」と「資源物の再使用・再利用・再資源化」によるリサイクル活動を積極的に推進し、環境への負荷が少ない社会づくりに努めます。

④ 自然環境の保全

環境に対する理解と関心を深め、豊かな自然環境を守るため美しいまちづくり推進員の巡回をはじめとした取り組みを強化するとともに、河川水質を継続的に調査し水環境の保全を行います。

限られた資源を有効に活用するとともに、省エネルギー生活の実践や家庭への太陽光・太陽熱エネルギーを活用する設備補助、薪および木質ペレットストーブ等の設置に対しての補助金を導入するなど、自然に負荷をかけない生活様式の啓発を推進します。

森林は森林災害の防止や水源の涵養、保健休養の場の提供など極めて多くの多面的機能を有しており、その維持のために中山間地域住民の役割は益々大きくなっています。本町は緑川水系や五ヶ瀬川水系の上流に位置していることから、源流域住民としての自覚と誇りを持ち、将来にわたり下流域へ安全・安心な水を提供していく責務があります。近年では、森林の公益的機能の維持・改善のため、下流域の住民による広葉樹の植林作業が頻繁に行われています。今後も天然林の保全や間伐の推進による人工林の適正な育成に努め、良好な森林空間づくりを促進します。

(2) 消防・防災施設

① 消防体制

火災予防の意識向上のため、各家庭・各事業所での自主的な消防訓練や防火の取り組みなどを促進しながら、消防団との連携、消防装備品や消防設備の充実と更新を図り、消防体制の機能強化に努めます。

② 防災体制

地震や風水害などの災害に備え、地域防災力の向上と応急対応体制の強化を図るため、自主防災組織への支援や訓練の促進、備蓄拠点の整備や分散備蓄の推進、要配慮者などの避難支援体制の構築、消防団などの関係機関との連携強化、防災情報配信の多様化等に努めます。併せて、地域拠点となる避難施設の未整備地域への設置も進めていきます。

さらに、災害発生の未然防止と発生時の被害を最小限にとどめるため、国や県などと連携しながら治山、治水、砂防の防災対策を着実に進めることとします。

③ 防犯対策

犯罪防止に向けた環境整備のため、防犯施設等（防犯灯、防犯看板、死角のない安全な住宅など）の改善・整備や地域における防犯組織の構築、自主防犯活動に対する支援、防犯に関する啓発活動に取り組み、防犯体制の充実・強化を図ります。

また、警察署等と連携し地域への防犯カメラ（見守りカメラ）設置を促進することで、地域防犯力の向上と犯罪抑止に努めるとともに、行方不明者の捜索ツールとしても活用します。

④ 交通安全

総合的な交通安全対策を図るため、関係機関・団体と連携しながら対象に応じた交通安全教室の開催や効果的な広報などによる交通安全意識の醸成を図るとともに、歩道の整備・拡幅、道路照明灯、ガードレール、カーブミラーなど交通安全施設等の整備を進めます。

(3) 公営住宅

定住化の促進は地域振興の重要な要件であり、既存の公営住宅の建替えにあたっては、高齢者や子育てに配慮した環境改善や新規団地の建設を促進し、「人々が安全で安心して暮らせる居住空間づくり」を推進します。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境 の整備	(1)水道施設 上水道	配水管等修繕工事 (漏水工事)	山都町	
		老朽管布設替工事 L=750m	山都町	
		第1水源 地送水ポンプ取替	山都町	
		新水源 地試掘及び水源 地改修工事	山都町	
		水道管 路緊急改善事 業(旧上水道地 区)	山都町	
		旧簡易水 道地区整備事 業(東竹原地 区)	山都町	
		旧簡易水 道地区整備事 業(菅尾地 区)	山都町	
		旧簡易水 道地区整備事 業(矢部地 区)	山都町	
		旧簡易水 道地区整備事 業(小峰地 区)	山都町	
		紫外線照 射施設整備事 業	山都町	
		水道未普 及地域解消事 業	山都町	
		衛星画像 活用水道管漏 水調査事業	山都町	
		(2)下水処理施設 その他	浄化槽設 置整備事業	山都町
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設	塵芥処理 場定期補修工 事	山都町	
		塵芥処理 施設設備改修 工事	山都町	
	し尿処理施設	し尿処理 場解体工事	山都町	
	(4)火葬場	清和天昇 苑改修工事	山都町	
		清和天昇 苑高効率照明 機器整備事業	山都町	
	(5)消防施設	防災井戸 設置工事(矢 部小)	山都町	
		防災備蓄 拠点倉庫建 設	山都町	
		消防会館 建設	山都町	
		消防施設 等整備事業	山都町	
		耐震性貯 水槽設置工 事	山都町	
		地域防災 拠点整備事 業	山都町	
	(6)公営住宅	山都町新 設住宅整備 事業	山都町	
		町営住宅 維持管理	山都町	
		公営住宅 等長寿命化 計画事業	山都町	
	(7)過疎地域持続的発展特別事業 生活	町生ごみ 処理機設置 事業補助金	山都町	家庭から排出されるごみの減量化を図るため、生ごみ処理機購入費用の一部を補助し、生活環境の保全につなげる。

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、令和7年3月に第2期公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の状況などを総合的に把握し、今後10年間の方針の策定を行いました。また、公共施設個別施設計画の見直しも併せて行い、一部改訂を行いました。

今後は、公共施設等総合管理計画の方針を踏まえながら公共施設等の集約化並びに複合化を進めるとともに、効率的に公共施設等の管理運営を行うことで、過疎地域である本町の持続的発展に繋げていきます。

第7節 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1 現況と問題点

(1) 社会福祉

① 高齢者保健福祉

本町では高齢化率が52%を超え、全国的にも高い水準にあります。人口減少や過疎化が進む中で、地域で高齢者を支える家族や住民、専門職などの担い手が減少しており、介護人材の確保やサービス提供体制の維持が大きな課題となっています。

また、本町は面積が広大であり集落間の距離が大きく、高齢者にとって買い物や通院、生活支援サービスの利用が困難になる場合があります。加えて、認知症高齢者や独居高齢者の増加により日常生活の見守りや支援の必要性が高まっていますが、地域全体で支え合う仕組みやネットワークは十分に整備されていません。その結果、必要な介護や生活支援が行き届かず、高齢者の安心・安全な生活に影響が及ぶ恐れがあります。

さらに、高齢者の社会参加や交流の機会が限られることから、孤立や生活意欲の低下、健康維持の課題も見られます。こうした状況は、少子高齢化と過疎化の進行に伴い、今後さらに深刻化することを懸念しています。

健康で楽しく生活できるための健康づくり事業の推進として、保健センターを拠点とした若年期からの健診実施や保健指導、生活習慣病予防対策、高齢者の介護予防及び自立した生活の支援、要介護・要支援者への介護支援を行っていく必要があります。

② 障害者保健福祉

障がいのある方が地域社会で安心して暮らせるように、福祉サービスの拡充とともに保健・医療が果たす役割は極めて重要です。近年では、認知症や疾病・事故による後遺症、精神障がいなど、多様で複雑化した障がいもみられるようになりました。そのため、早期治療へ繋がる早期発見・予防、そして各種の保健・医療対策の充実が大きな課題となっています。平成25年度には「障害者自立支援法」が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となりました。これにより、障がい者の範囲が拡大され、提供されるサービスの内容も一部見直されました。また、町では「山都町第4期障害者基本計画」及び「山都町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定し、障害福祉施策の基本的な方針を定め、障害福祉サービスの必要量を見込み、その確保のための施策を展開しています。

しかし、町内では障害福祉サービスを提供できる社会資源が少なく、利用できるサービスも限定的です。このため、町外の事業所を利用せざるを得ない場合は交通手段の確保が困難となり、利用者の方々にとって大きな負担となっています。今後、障がいのある方の自立を促進するためには、抱える問題に応じた適切な相談サービス、在宅生活を支援する各種の在宅福祉サービス

や福祉用具等の提供などの公的な支援はもちろんのこと、地域全体で支え合う仕組みづくりが急務となっています。

③ 児童・母子福祉

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。このように子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しています。また、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続けているとともに、非正規雇用割合も高まっています。子育てに専念して退職する者がいる一方、就労の継続を希望しながらも仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからずいることなど、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にあります。

このような子どもの育ちや子育てをめぐる環境を鑑みれば、子どもが安心して生まれ、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、父母その他の保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、地域や行政をはじめ地域全体で支援していくことが重要です。

本町における子育て施策については、社会の変化を踏まえて検討していく必要があります。家庭・保育園・学校・地域の相互の連携や、その他の関係機関との連携を図りながら、総合的に推進していく必要があります。

④ 青少年健全育成

豊かな郷土をつくるためには、次代を担うすべての青少年の心身が健全に育つことが必要です。そのため、地域公民館・PTA等で構成する青少年健全育成町民会議の組織が中心となって活動しています。また、町では、青少年推進指導委員を設け積極的に支援しています。今後も、地域社会全体で青少年を見守っていく体制をつくりあげていかなければなりません。

⑤ 男女共同参画社会づくり

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指して、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。町では、第3期山都町男女共同参画計画策定に伴う町民意識調査を実施しており、調査においても依然として男性優位であると考えの方が多数存在していることがわかりました。

男性や女性という性別を理由として「男は仕事、女は家事・育児」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」など、役割を固定的に分けることや偏見を見直し、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画の形成が重要な課題となっています。

依然として、女性が政策・方針決定過程（各種機関や企業、団体等において重要な方針を決定する過程）へ十分に参画できていないことなど、課題は多く残っています。

(2) 福祉施設

本町の高齢者入所施設の利用状況は、人口動態の変化により横ばいで推移しているものの、長期的には高齢者数のピークアウトに伴い利用者は減少することが見込まれます。また、通所サービスについても労働年齢層の上昇により利用者層が変化しており、今後の利用者確保に向けた取り組みが求められます。

さらに、高齢者施設における職員の定着・確保が困難であることが大きな課題です。加えて、本町は面積が広大で、利用者が点在することにより送迎負担が大きく、物価高騰も相まって施設

運営の効率低下や負担増加を懸念しています。

2 その対策

(1) 社会福祉

① 高齢者保健福祉

本町では、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送れるよう、高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護予防の推進や認知症施策の充実、介護人材の確保・定着、業務の効率化・生産性向上、地域支え合いの仕組みづくりに総合的に取り組みます。

具体的には、高齢者の日常生活上の困りごとや必要な支援に応じた介護予防・生活支援サービスを提供し、認知症高齢者に対しては早期診断や支援体制の整備を進めるとともに、地域全体で見守りや必要なサービスの提供が滞りなく行われるよう、事業所間や関係機関の連携を強化します。これにより、限られた人材でも高齢者一人ひとりに必要な支援を効率的に届ける体制を整えます。

また、介護職員に対しては働きやすい職場環境づくりを推進し、安定的な人材の確保・育成を図るとともに、ICT活用や地域資源との連携により、限られた人材でも持続可能なサービス提供体制の整備に取り組みます。加えて、地域住民や関係機関との協働により、高齢者の社会参加や交流の促進、生きがいを支援することで、支え合いのある地域づくりを推進します。

買い物環境が限られる地域においては、買い物弱者への支援として移動販売の導入や拡充を図り、日常生活の利便性向上とあわせて、住民同士や販売員との交流による閉じこもり防止・見守りの機会としても活用します。

地域住民や関係機関との協働を通じて、高齢者の社会参加や交流の促進、生きがいを支援し、支え合いのある地域づくりを推進します。これらの施策により、少子高齢化と過疎化が進行する中でも、高齢者が安心して暮らせる、持続可能な福祉施策の実現を目指します。

② 障がい者保健福祉

心身に障がいがある人が、障がいのない人と同じように地域社会の中で生活を営み、ひとりの人間として自己実現ができる地域社会づくりを目指します。そのためにも、在宅福祉サービスや各種相談体制の充実を図るとともに、障がい者理解のための啓発に努め、障がい者の社会参加や障がい者との交流活動を促進し、障がいの有無や年齢及び性別に関係なく、だれもが安心して生活できる地域共生社会のまちづくりを推進していきます。

③ 児童・母子福祉

健康で安心した暮らしのために妊娠期から保育園、小学校、中学校、高校への切れ目のない一貫した子育て環境の整備と教育体制、その他の支援体制等に対応するために「子ども・子育て支援事業計画 第2期次世代育成支援行動計画」に基づき、その着実な推進を図ります。安心して子どもを産み、育て、子どもが健やかに成長する地域社会を形成していくため、保育時間の延長など多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図るとともに、保育園の整備改修など安全で質の高い保育条件・環境の確保を進めます。また、母子保健事業の推進により、健康診査などによる母子の健康管理と妊娠、出産、育児について切れ目のない伴走型支援を行い、正しい知識の普及に努めます。

子育て支援の中核的施設として子育て支援センターや病後児保育室があり、多様化する子育てニーズに対応できるよう充実した支援を展開していきます。

また、社会全体で総合的に支援する体制の充実を図るとともに、子育ての不安や悩みに対する相談体制の充実を図り、必要に応じて児童育成施設や公園整備など児童の健全育成環境の整備を

図ります。

④ 青少年健全育成

青少年期は、人の一生の中でも人格の基礎が形成され、人としての根を張り、幹や枝を伸ばし、葉を付ける時期にあたります。また、大人になるための準備期間として、その過ごし方は人生全体の幸せを左右する重要な時期です。次代を担う青少年の非行や被害を防止し、豊かな人間性や社会性を育み、創造力と自主性を持ったたくましい人間として成長するよう、青少年の健全育成が社会全体の責任であることを踏まえ、家庭、学校、地域社会が一体となって取り組まなければなりません。そのためにも、青少年の健全育成についての意識の啓発、環境の整備、社会参加の機会づくりに取り組みます。

⑤ 男女共同参画社会づくりの推進

広範多岐にわたる課題解決のために、令和3年3月に策定した「男女共同参画推進計画書」に基づいて、庁内の体制整備や男女共同参画社会の形成を促進します。

さらに、女性グループのリーダー育成や各種委員会等への女性の積極的登用、地域フォーラムやセミナー開催を推進し、男女がお互いに人権を尊重しつつ、ともに協力し合い、責任を担っていく社会「男女共同参画社会」の実現に向けた施策を推進します。

⑥ 地域福祉の充実

令和7年3月に改訂した「山都町地域福祉計画」に基づき、全ての町民が住み慣れた地域の中で安心して生き生きと健康に暮らし続けられるよう、町民一人ひとりの福祉意識を高めます。山都町の地域福祉の担い手である民生委員・児童委員の活動、ボランティア活動の支援などを推進するとともに、山都町社会福祉協議会との連携の強化を図ります。

また、活動拠点となる公共施設、学校跡地の有効活用を積極的に支援し、住民が利用しやすい環境づくりを進めます。

お互いがふれあい助け合いながら心豊かな地域社会を構築するため、ボランティアグループやNPO団体の育成やその活動の支援に努め、ボランティアの輪が大きく広がる社会を目指します。

(2) 福祉施設

高齢者福祉施設が持続可能なサービス提供を行えるよう、各種制度や支援策の情報提供、相談対応、ICT活用や地域資源の活用に関する助言などを通じて支援します。特に、職員の定着や働きやすい職場環境づくりに関しても、施設が取り組みやすい方法を紹介し、限られた人材でも安定的にサービスを提供できる環境づくりをサポートします。

併せて、在宅で生活する高齢者が必要とする訪問型サービスや生活支援サービスについては、町として利用促進や支援体制の整備に取り組むことで、地域全体の支え合いを強化します。これらの取り組みにより、高齢者が安心して暮らせる福祉サービス体制の充実を目指します。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(7)市町村保健センター及び母子健康包括支援センター				
		矢部保健福祉センター千寿苑高効率照明機器整備事業	山都町		
		保健福祉センター改修事業	山都町		
	(8)過疎地域持続的発展特別事業				
		健康づくり推進体制の充実	山都町	地域住民の介護予防や健康年齢の引き上げを図り、福祉の増進につなげる。	
		長寿祝い金制度	山都町	高齢の町民に対し長寿祝い金を贈呈し、敬老思想の効用と長寿の祝福をとおして保健福祉の向上につなげる。	
		在宅介護支援給付	山都町	高齢者等が、健康で生き生きとした生活が送れるよう在宅での家族等の介護支援者に給付金を給付し、高齢者及びその家族等の福祉の増進につなげる。	
		移動販売支援事業	山都町	移動が困難な町民の買い物機会の確保と見守りを行うことで福祉の増進につなげる。	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、令和7年3月に第2期公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の状況などを総合的に把握し、今後10年間の方針の策定を行いました。また、公共施設個別施設計画の見直しも併せて行い、一部改訂を行いました。

今後は、公共施設等総合管理計画の方針を踏まえながら公共施設等の集約化並びに複合化を進めるとともに、効率的に公共施設等の管理運営を行うことで、過疎地域である本町の持続的発展に繋げていきます。

第8節 医療の確保

1 現況と問題点

(1) 保健医療

本町の医療施設は、山都町包括医療センターそよう病院、矢部広域病院、瀬戸病院など、病院3箇所と民間診療所3箇所、へき地診療所3箇所（北部診療所、緑川診療所、井無田診療所）により医療施設としての役割を担っています。また、歯科診療所は町内に5箇所の民間歯科医院と、そよう病院内に歯科が併設されています。

少子高齢化が進行していく中で、働き手である医師や看護師、その他の医療専門職の確保が年々困難になっており、入院病床を減らし対応している医療機関も出てきています。

住み慣れた場所で安心して適切な医療を継続して受けられるよう、町全体の健康を支える医療体制の充実が望まれています。

2 その対策

(1) 保健医療

住民の多様な医療ニーズに対応し、身近なところで安心して適切な医療を受けられるように、「かかりつけ医」の推進や地域の実状に応じた適切な医療機会の確保を図り、救急医療体制の充実を図る必要があります。今まで、救急告示病院である山都町包括医療センターそよう病院の1箇所であった時間外・休日の二次救急対応は令和3年4月から週1日矢部広域病院が加わり、2箇所の病院で二次救急医療病院群輪番制病院運営事業を開始し、山都救急医療圏において救急対応ができるよう体制を整備しました。また、医療機関の減少が進む中で、身近な場所で定期的に医療機関への受診機会を確保できる環境（体制）を整備するため、医療機器を搭載した車両で地域の公民館を巡回し、かかりつけ医によるオンライン診療を受けられるようにする医療MaaS事業を実施しました。令和6年度に山都町包括医療センターそよう病院から開始し、令和7年度には2つの民間医療機関にも拡大しました。

生活習慣病予防のためには、妊娠中や小児期からの基本的な生活習慣の確立が必要であり、住民の健康づくり意識を向上させることが重要です。このことから、医療機関や歯科医療機関と連携協力し、各種健康診断の受診促進や特定保健指導、重症化予防保健指導の指導率向上を図ることなどにより、山都町民の健康寿命の延伸を目指します。

また、山都町の少子高齢化の課題や社会生活の変化による、保健、医療、介護、福祉分野の多様な住民ニーズに対応していくため、保健師、栄養士、社会福祉士等の専門職の確保と資質の向上を図ります。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 病 院	包括医療そよう病院高効率照明機器整備事業	山都町	
		(3) 過疎地域持続的発展特別事業		
	山都町立国民健康保険蘇陽病院解体工事	山都町	本施設を解体することで、地域住民の安全を確保し、安心・安全な地域社会の実現を図り、良好な景観・促進に寄与する。	
	旧蘇陽病院リハビリ・在宅介護支援センター解体工事	山都町		
	旧蘇陽病院職員住宅2号棟解体工事	山都町		
		医療MaaS事業	山都町	MaaS車両を利用したオンライン診療を実施することで、医療機関への受診機会を安定的に確保する。

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、令和7年3月に第2期公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の状況などを総合的に把握し、今後10年間の方針の策定を行いました。また、公共施設個別施設計画の見直しも併せて行い、一部改訂を行いました。

今後は、公共施設等総合管理計画の方針を踏まえながら公共施設等の集約化並びに複合化を進めるとともに、効率的に公共施設等の管理運営を行うことで、過疎地域である本町の持続的発展に繋げていきます。

第9節 教育の振興

1 現況と問題点

(1) 学校教育

本町の教育施設としては、県立高校が1校、私立高校が2校（教育特区による株式会社営）のほか、中学校3校、小学校5校がありますが、過疎化・少子化の影響により児童・生徒数は年々減少しています。

今後も、児童・生徒数の減少は続くと思われ、その推移を的確に把握し、教育内容や少人数による影響等を充分考慮し、学力の維持・向上を図るよう最善の対策を講じていく必要があります。

小中学校の校舎については、建築後40年経過が3校、残りの5校も30年経過しており、改修や建替について計画的に進めていく必要があります。また、体育館についても老朽化が進んでいるため、今後は計画的に改修していく必要があります。

学校運営に必要な設備及び教材については整備を行っていますが、大規模な新規導入や入れ替え等が必要な場合があります。厳しい財政状況にありますが、今後も児童生徒の教育の機会均等を確保しつつ、引き続き適切な整備を計画的に実施していく必要があります。

I C T教育については、国の定める「G I G Aスクール構想」に基づき、児童・生徒一人1台のタブレット端末の整備及び学校内高速大容量通信ネットワークの構築を進めてきました。その活用状況を踏まえつつ、今後もI C T機器の円滑な整備を進めます。

また、小学校では令和2年度、中学校では令和3年度から新学習指導要領が実施され、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が求められています。これに対応するとともに、一人ひとりの子どもたちに「生きる力」を育むこと、学校が子どもたちにとって真に楽しい学びの場となるように創意工夫を活かした特色ある教育を推進します。

小中学校の状況（令和7年5月1日現在）

小学校名	児童数(人)	学級数
中 島	3 2	5
矢 部	2 0 8	1 2
清 和	8 1	8
蘇 陽	4 2	5
蘇陽南	8 5	8
計	4 4 8	3 8

中学校名	生徒数(人)	学級数
矢 部	1 3 4	6
清 和	4 0	5
蘇 陽	8 2	5
計	2 5 6	1 6

(2) 社会教育

社会教育施設では、町立図書館が広域的な施設としての役割を担っています。

また、公民館として矢部地域に山都町中央公民館（自治公民館122ヶ所）、清和地域に清和山村基幹集落センター（自治公民館33ヶ所）、蘇陽地域に馬見原公民館と菅尾コミュニティーセンター、二瀬本コミュニティーセンター（自治公民館70ヶ所）があります。

体育施設としては、矢部地域に町営体育館13ヶ所、町営グラウンド2ヶ所、町営弓道場が1ヶ所あります。清和地域には、町営体育館4ヶ所、町営グラウンド3ヶ所があり、蘇陽地域には、町営体育館が8ヶ所、町営グラウンドが1ヶ所あります。

また、令和6年度からは運動公園の一部として総合体育館の供用を開始し、多くの大会や合宿の誘致を行っています。

国際化・情報化・少子高齢化など社会の急激な変化のほか、住民の価値観やライフスタイルは大きく変わり、学習ニーズも多様化・高度化しています。一方、核家族化や少子化、住民の地域社会の一員としての意識・連帯感の希薄化などから、本来家庭や地域がもっていた教育力が低下する傾向にあります。さらに、自己実現の欲求が高まるとともに、個性的かつ多様な生き方を求める人が増えてきています。そのため、生涯を通じて学習の機会が用意される「生涯学習社会」を構築することが重要です。

このように、激しい変化の中で住民一人ひとりが生涯の各時期に応じて新しい生活課題や学習要求を持つに至り、あらゆる年齢層を通じて絶えず自己啓発を続け、人間として豊かに生き、お互いの連帯感を高めることを求めています。従って、自己学習と相互教育の意欲を組織的に高め、そのための機会と場を提供する生涯学習への期待が益々増大しているといえます。

このような期待に応えるため、行政は人々の自発的な学習を基礎として行われる社会教育を促進援助し、多くの住民の教育的要求を満足させ、個人の幸福と社会の発展を図る必要があります。

2 その対策

(1) 学校教育

① 学校

学校では、家庭や地域社会とともに子どもを育てていくという視点に立って、開かれた学校づくりを推進します。特に、家庭や地域による協力のもと、地域の歴史や文化、自然環境など身の回りの地域資源を活用した取り組みを推進し、休日に学校施設を開放するなど、家庭や地域社会との連携を深めます。

また、豊かな心を育む道德教育を推進し、一人ひとりの個性と可能性を伸ばす、健康で心豊かな人づくりを目指した教育を推進するとともに、近年増加傾向にある子どもの生活習慣病に対応した健康教育を進めます。さらに、子どもの食育という観点から、学校給食における地元農産物を活用した地産地消の推進を図り、農林業の果たす役割を理解する学習にも取り組みます。

② 教育設備

教育環境の均衡を図るため、学校施設や各種教育設備の充実、必要度に応じた的確な施設の改善維持補修、教育設備の計画的な整備など教育環境の向上に努めます。

加速する少子化に対応するため義務教育学校の導入を検討するほか、児童・生徒の移動手段となるスクールバスの整備等を図ります。

(2) 社会教育

① 生涯学習推進

学習要求の多様化や高度化、生活圏の拡大に対応した学習情報のネットワーク化を図り、学習者に対する情報提供・相談体制の整備を図ります。また、各種学習講座の充実や情報化・国際化等に対応した生涯学習プログラムを開発・推進し、若者世代にとっても生きがい生まれる機会の創出に努めます。

公民館や地区集会所、図書館等の連携を図るとともに、町民のニーズに的確に対応できる施設の整備を進め、生涯学習の拠点づくりに努めます。また、町立図書館を文化情報の拠点として位置づけ、県や他市町村の図書館とのネットワーク化を進めます。図書館には、日常生活に役立つ資料なども備え、便利で気軽に利用できる生涯学習の場となるよう充実を図ります。

② 人材育成

次世代を担う子どもたちの健全育成を図るため、教育環境の充実を図るとともに地域づくりのリーダー育成や先進地研修を支援します。また、ふるさとを愛する心を育てるために地域の資源を活かした取り組みを支援します。

① 地域教育力の向上

公民館を活動拠点とし、各地域で児童・生徒が加入する完全学校週5日制に対応した子ども会の充実と、これを支援する地域の組織体制づくりを推進し、地域一体となった教育活動を推進します。

② 人権教育の推進

人権教育の推進にあたっては、これまで培ってきた同和教育の成果と課題を踏まえながら、同和問題を人権問題の重要な柱に据えた人権教育に取り組むことが重要です。具体的には、あらゆる差別の根底に潜む予断と偏見や固定観念、誤った因習や風習など差別観念や差別意識を助長する認識を問い直していく内容や手法を用いた人権教育を推進します。

我が国固有の同和問題は多くの努力によって解決へ向け進んでいるものの、残念ながら心理的差別の解消については依然として重要な課題となっています。そこで、学校（就学前を含む）や家庭、地域における人権啓発の一層の推進が必要であり、行政職員の認識を深めるとともに住民啓発を進め、差別のない明るいまちづくりを推進します。

③ 体育施設の整備

スポーツは、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらして人生を豊かにするとともに、豊かな人間性と健全な身体を涵養し創造性を育むものであり、生涯スポーツの振興が求められています。そのため、住民が等しく文化・スポーツ等に参加できる施設や防災・避難所機能を有した総合体育館等の整備、施設の拡充を推進します。また、スポーツの振興を図るため指導者育成を図ります。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	義務教育学校整備事業	山都町	
		小・中学校高効率照明機器整備事業	山都町	
	スクールバス・ポート	スクールバス車両更新・整備	山都町	
	(3) 集会施設、体育施設等			
	公民館	公民館（地区集会所）新改築補助事業	山都町	
		中央公民館高効率照明機器整備事業	山都町	
		馬見原公民館高効率照明機器整備事業	山都町	
	集会施設	清和山村基幹集落センター高効率照明機器整備事業	山都町	
	体育施設	総合体育館建設	山都町	
		白糸第二体育館屋根改修工事	山都町	
		町営中島体育館高効率照明機器整備事業	山都町	
	図書館	市街地公営駐車場整備事業 (図書館周辺整備)	山都町	
		町立図書館高効率照明機器整備事業	山都町	
	その他	グラウンドゴルフ場建設	山都町	
		人権センター改修事業	山都町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
		旧町民会館施設解体工事	山都町	本施設を解体することで、地域住民の安全を確保し、安心安全な地域社会の実現を図り、良好な景観・促進に寄与する。
		旧菅尾小学校関連施設解体工事	山都町	
		旧大野小学校関連施設解体工事	山都町	
		旧名連川中学校特別教室棟解体工事	山都町	
		旧白糸第一小学校倉庫解体工事	山都町	
		旧中島東部小学校関連施設解体工事	山都町	
		旧中島南部小学校関連施設解体工事	山都町	
		旧下矢部西部小学校関連施設解体工事	山都町	
		旧御所小学校関連施設解体工事	山都町	
		旧小峰小学校関連施設解体工事	山都町	
	旧朝日小学校関連施設解体工事	山都町		
	町営ゲートボール場倉庫及び便所解体工事	山都町		
	そよ風パーク木骨ハウス解体工事	山都町		

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、令和7年3月に第2期公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の状況などを総合的に把握し、今後10年間の方針の策定を行いました。また、公共施設個別施設計画の見直しも併せて行い、一部改訂を行いました。

今後は、公共施設等総合管理計画の方針を踏まえながら公共施設等の集約化並びに複合化を進めるとともに、効率的に公共施設等の管理運営を行うことで、過疎地域である本町の持続的発展に繋げていきます。

第10節 集落の整備

1 現況と問題点

広大な面積を有する本町では、幹線道路で集落が結ばれているものの市街地・集落が離れていることから、一体的な日常生活圏、あるいは「山都町」としての統一感を形成するのが難しい状況にあります。

本町では、「地域でできることは地域自らで取り組む」という考えのもと住民自治組織「自治振興区制度」を設け、地域社会の運営や地域活動を支援しています。しかし、著しい人口減少と高齢化の進展、農林業の衰退などにより集落の維持が危ぶまれるところもあり、人口や高齢化率の違いなど集落の状況や抱える課題はそれぞれ異なります。そのため、集落機能を維持するうえでの支え合いの仕組みづくりを進め、地域の実情を踏まえた対策を講じ、住民主体のコミュニティ活動や集落機能の活性化が必要となります。

2 その対策

地域における自主的な自治活動は地域振興の根幹です。住民の意思を尊重した、自立した地域や集落を形成していくための機運を醸成していかなければなりません。

少子高齢化の進行や環境との共生が求められる社会において、住民主体のコミュニティ活動は、環境・福祉・防犯・防災などの多くの分野で公益活動の一翼を担う存在としてますます重要になります。

それらを踏まえ、集落支援員等の外部人材を活用し、地域住民が主体となって地域の課題を解決する取り組みを支援し、広域的な範囲で集落を支え合うコミュニティ組織づくり、集落機能の活性化に努めます。

① 地域づくり活動の支援

住民組織、団体などによる自主的・主体的な地域づくり活動が活発に行われるよう、活動の中心となる人材の育成や各種地域づくりに関わる支援、情報の提供を行うなど、自主的活動を支援します。また、地域おこし協力隊制度や集落支援員制度を活用して、地域課題の解決に向けた取り組みを行います。

② 自治振興区活動の支援

自治振興区を中心とした住民自治活動の一層の充実を図るため、情報発信や相談体制の充実を図りその活動を支援します。併せて、地域の実情と課題を把握したうえで取り組まれる独自の事業に対して支援を行います。

③ 集落の生活環境の整備

地域住民が安心して暮らせるよう、交通の確保や生活環境施設の整備に努め、九州中央自動車道の開通による、宅地を求め新居を構える若者世代の町内定住や町外からの移住の促進につながるよう、特色ある地域づくりを進め集落機能の活性化を図ります。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業	公衆トイレ（西瀧下）解体工事	山都町	本施設を解体することで、地域住民の安全を確保し、安心安全な地域社会の実現を図り、良好な景観・促進に寄与する。	
		二瀬本研修センター解体工事	山都町		
		二瀬本ふれあい館解体工事	山都町		
	(3)その他				
		自治振興区助成金交付事業	山都町		
		自治振興区独自事業補助金交付事業	山都町		
		地域おこし協力隊配置事業	山都町		
		集落支援員配置事業	山都町		

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、令和7年3月に第2期公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の状況などを総合的に把握し、今後10年間の方針の策定を行いました。また、公共施設個別施設計画の見直しも併せて行い、一部改訂を行いました。

今後は、公共施設等総合管理計画の方針を踏まえながら公共施設等の集約化並びに複合化を進めるとともに、効率的に公共施設等の管理運営を行うことで、過疎地域である本町の持続的発展に繋げていきます。

第11節 地域文化の振興等

1 現況と問題点

本町の歴史は古く、約25,000年前に遡ります。古代から中世にかけては、阿蘇郡一帯の地域的盟主である阿蘇氏とかかわりが深く、関係する神社や石造物、城跡など各種の文化財が多く存在します。

また、国宝通潤橋（令和5年9月指定）をはじめとした石造アーチ橋や自然豊かな風土と商家の賑わいを示す「八朔祭」、「火伏地蔵祭」、農村芸能である「清和文楽人形芝居」や「神楽」、日向往還の宿場町の名残を残す街なみなど、多くの歴史文化資源を有しています。このうち、通潤橋史料館や清和文楽館・資料館は、本町の特徴的な文化財を町内外の人々に広くPRするための施設として機能しています。

これらの歴史や伝統文化の保存継承は、社会情勢の変化や後継者不足等により厳しい状況にあります。町内外を問わず親しめる環境づくりを進め、担い手の育成など保存伝承に向けた取り組みが急務です。

国宝	通潤橋 附 御小屋、石碑、御試吹上樋、関係文書
国指定特別天然記念物 (地域を定めず)	カモシカ
国指定名勝	肥後領内名勝地 五郎ガ瀧 聖リ瀧
国指定天然記念物 (地域を定めず)	ゴイシツバメシジミ ヤマネ
国選定重要文化的景観	通潤用水と白糸台地の棚田景観
国登録有形文化財	大川阿蘇神社農村舞台 通潤酒造店舗及び主屋
県指定重要文化財	木造薬師如来座像 脇侍木造日光月光菩薩立像 木造大日如来座像 木造聖観世音菩薩立像
県指定重要無形文化財	清和文楽人形芝居
県指定天然記念物	池尻の唐傘松 五老ヶ滝 聖滝
県指定史跡	高畑赤立遺跡
町指定文化財	聖橋 新八代屋の家屋 ほか106件

2 その対策

町内に所在する各種の文化財は、山都町固有の文化を象徴するものです。これらの保存と活用を図るとともに、伝統文化の担い手の育成を進める必要があります。地域住民の文化財に対する関心と理解を深め、保護につなげることを目的とした普及・啓発運動を推進していきます。

また、今後も文化財保護委員会と協働して、文化財指定の検討や管理、未指定文化財についても調査を推進していきます。特に、消滅の緊急性の高いと思われる民俗芸能や古文書、生活誌などの習俗に係る民俗文化財等の保存や調査に努めるとともに、国宝や国指定等文化財（選定・登録を含む）の活用を見据えた保存管理や保存活用計画、整備活用計画の策定を進めます。

さらに、文化財に関する講演会等の開催や指定文化財のサイン整備を進めることで、住民の文化財に対する理解を深めるよう努め、次代への継承を図ります。

一方の現代文化においても、質の高い優れた文化・芸術にふれることは豊かな人間性と多様な個性を育むため、各種作品の展示、コンサートや演劇などを計画的に開催し、文化活動の主体となる団体、組織の育成、人づくりを支援し、文化の香り高いまちづくりを推進します。

個性豊かな地域文化の創造と振興を図り、町民の自主的な文化活動を支援するとともに、拠点となる施設の整備を推進します。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
10 地域文化の 振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業				
		重要遺跡確認緊急調査事業	山都町	町内の埋もれた重要遺跡を調査し、後世につなげる報告書等を作成する。また、町内中世城郭、西南戦争関連史跡などの調査を実施し、地域文化の振興と地域活性化につなげる。	
		通潤橋保存活用事業	山都町	国宝通潤橋（附指定を含む）の保存と活用の取り組みを推進し、貴重な文化財を後世に残し、文化の振興と地域活性化につなげる。	
	(3) その他				
		文化的景観保護推進事業 (白糸地区)	山都町		
		文化財保護事業 (山都町一帯)	山都町		
		天然記念物緊急調査事業	山都町		

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、令和7年3月に第2期公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の状況などを総合的に把握し、今後10年間の方針の策定を行いました。また、公共施設個別施設計画の見直しも併せて行い、一部改訂を行いました。

今後は、公共施設等総合管理計画の方針を踏まえながら公共施設等の集約化並びに複合化を進めるとともに、効率的に公共施設等の管理運営を行うことで、過疎地域である本町の持続的発展に繋げていきます。

第12節 再生可能エネルギーの利用の推進

1 現況と問題点

私たちの日常生活や事業活動に伴って排出される二酸化炭素等の温室効果ガスは、地球温暖化を引き起こす大きな要因となっています。こうした温室効果ガス排出量の増加は、気候変動や生態系の変化等をもたらし、人類を含むすべての生物の生存基盤である地球環境に多大な悪影響を与えることとなります。

我が国においては、温室効果ガス排出量を2030年度に46%削減（2013年度比）することを目指すこととし、公共施設を含むその他業務部門の削減目標を51%（2013年度比）とする目標が掲げられました。

このことを踏まえ、本町では、事務・事業から排出される温室効果ガス総排出量を51%削減（2013年度比）するため、公共施設等の脱炭素化を図る必要があります。

町内には、風力や木質系バイオマス、小中水力などの再生可能エネルギーが豊富にありますが十分に活用できていないため、利活用方法を検討し地域振興への可能性を図っていく必要があります。

なお、原野や遊休地においてはメガソーラーを含む太陽光パネルの設置が進んでいますが、雄大な自然環境への配慮も求められます。

2 その対策

- ・「山の都」の豊富な資源を活用した風力や水力、バイオマス（動植物起源の有機資源）発電などの導入について調査・研究を推進します。
- ・地域住民の自然エネルギーへの理解を促進するため、視察研修会や広報誌等による啓発を行います。
- ・家庭や事業所への太陽光発電システム・蓄電池システム・太陽熱利用システム等の設置補助により環境にやさしいまちづくりを推進します。
- ・公共施設の省エネルギー化と再生可能エネルギーの利活用を推進します。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
11 再生可能エネルギーの利用の促進	(1) 再生可能エネルギー利用施設				
		本庁舎ZEB化事業	山都町		
		蘇陽支所太陽光発電設備整備事業	山都町		
		総合体育館太陽光発電設備整備事業	山都町		
		矢部保健福祉センター千寿苑太陽光発電設備整備事業	山都町		
		新道の駅太陽光発電設備整備事業	山都町		
		山都みらい保育園太陽光発電設備整備事業	山都町		
		蘇陽支所蓄電池整備事業	山都町		
		車載型蓄電池整備事業	山都町		
		充放電設備整備事業	山都町		
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	再生可能エネルギー利用			
			太陽光発電システム等設置費補助	山都町	環境への負荷が少ない再生可能エネルギーの普及を促進し、町民の環境保全への意識の高揚につなげる。
			太陽熱利用システム設置費補助	山都町	
			町パレットストープ等購入補助金	山都町	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、令和7年3月に第2期公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の状況などを総合的に把握し、今後10年間の方針の策定を行いました。また、公共施設個別施設計画の見直しも併せて行い、一部改訂を行いました。

今後は、公共施設等総合管理計画の方針を踏まえながら公共施設等の集約化並びに複合化を進めるとともに、効率的に公共施設等の管理運営を行うことで、過疎地域である本町の持続的発展に繋げていきます。

第13節 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

1 現況と問題点

(1) 地籍調査事業

本町の地籍調査の実施状況については、町全体面積544.67k㎡のうち、国有林114.72k㎡を除いた429.95k㎡を対象として調査を実施しており、令和6年度末時点の調査済（一筆地調査済）面積は、287.92k㎡となっています。現在第7次10ヵ年計画（令和2年度～令和11年度）に基づいて実施しており、町全体の進捗率は66.97%となっています。

地籍調査により、一筆地毎の所有者や地番、地目及び面積の調査を行いますが、過疎化や高齢化等に伴い、境界を把握している土地所有者や現地精通者が減少し、円滑な境界確認が困難になっています。今後も早急な調査が必要ですが、厳しい財政事情等により完了年度が延びることも予想されます。

2 その対策

(1) 地籍調査事業

地籍が明確化されることで、土地取引や土地開発に伴う用地取得が容易になり、土地の流動化や有効活用の基礎ができ、公共事業の効率化・コスト縮減・災害復旧の迅速化が図られます。

また、課税において適正化や公平化が図られるため、事業の継続は必要です。今後は、地籍調査を円滑に進めるため、リモートセンシング等を積極的に取り入れていきます。

なお、厳しい財政事情の中での事業遂行のためには財源を確保していくことが必要であり、国等への要望を積極的に行いながら予算確保に努めます。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項				
		地籍調査事業	山都町	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、令和7年3月に第2期公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の状況などを総合的に把握し、今後10年間の方針の策定を行いました。また、公共施設個別施設計画の見直しも併せて行い、一部改訂を行いました。

今後は、公共施設等総合管理計画の方針を踏まえながら公共施設等の集約化並びに複合化を進めるとともに、効率的に公共施設等の管理運営を行うことで、過疎地域である本町の持続的発展に繋げていきます。

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	鳥獣被害防止総合対策事業【ニホンジカ】	山都町	農林業生産の安定のため、農作物・森林被害の軽減を図り、生産意欲の低下・耕作放棄を防ぎ、農林業の安定及び所得の向上など産業の振興及び担い手の確保につなげる。
		鳥獣被害防止総合対策事業【イノシシ】	山都町	
		鳥獣被害防止総合対策事業【ニホンザル】	山都町	
		鳥獣被害電気牧柵	山都町	
		旧オートキャンプ場炊飯棟及びトイレ解体工事	山都町	本施設を解体することで、地域住民の安全を確保し、安心安全な地域社会の実現を図り、良好な景観・促進に寄与する。
		旧JTたばこ産業施設解体工事	山都町	
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 デジタル技術活用	AI・RPA導入事業	山都町	事業の推進により、住民サービスの向上と行政運営に係る働き方改革など、効果的な活用促進により、事務の効率化につなげる。
		行政手続オンライン化事業	山都町	事業の推進により、住民サービスの向上と利便性を高め、行政運営の事務の効率化につなげる。
		デジタルバйд対策事業	山都町	地域内での情報格差を解消し、公平な行政サービスの提供へつなげる。
		スマート農業導入事業	山都町	従来の農作業にICTやロボット技術などを取り入れることで、労働力問題の解決や、生産性及び生産物の品質向上につなげる。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	地方バス運行対策事業	山都町	町外への唯一の交通手段である民間路線バスの事業者に対する運行支援のため補助を行い、町民の生活の安定と利便性の向上につなげる。
		コミュニティバス運行事業	山都町	町民の普段の生活における移動手段を確保することにより、生活の安定につなげる。
		デマンド型乗合タクシー運行事業	山都町	町民の普段の生活における移動手段を確保することにより、生活の安定につなげる。
		公共交通運転手確保事業	山都町	公共交通の維持を図り、町民の生活の安定につなげる。
		地域公共交通計画策定事業・地域公共交通計画推進事業	山都町	持続可能で利便性の高い公共交通ネットワークを形成し、地域公共交通の維持・活性化に取組み、町民の生活の安定につなげる。
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 生活	町生ごみ処理機設置事業補助金	山都町	家庭から排出されるごみの減量化を図るため、生ごみ処理機購入費用の一部を補助し、生活環境の保全につなげる。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	健康づくり推進体制の充実	山都町	地域住民の介護予防や健康年齢の引き上げを図り、福祉の増進につなげる。
		長寿祝い金制度	山都町	高齢の町民に対し長寿祝い金を贈呈し、敬老思想の効用と長寿の祝福をとおして保健福祉の向上につなげる。

		在宅介護支援給付	山都町	高齢者等が、健康で生き生きとした生活が送れるよう在宅での家族等の介護支援者に給付金を給付し、高齢者及びその家族等の福祉の増進につなげる。
		移動販売支援事業	山都町	移動が困難な町民の買い物機会の確保と見守りを行うことで福祉の増進につなげる。
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
		山都町立国民健康保険蘇陽病院解体工事	山都町	本施設を解体することで、地域住民の安全を確保し、安心・安全な地域社会の実現を図り、良好な景観・促進に寄与する。
		旧蘇陽病院リハビリ・在宅介護支援センター解体工事	山都町	
		旧蘇陽病院職員住宅2号棟解体工事	山都町	
		医療Ma a S事業	山都町	Ma a S車両を利用したオンライン診療を実施することで、医療機関への受診機会を安定的に確保する。
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
		旧町民会館施設解体工事	山都町	本施設を解体することで、地域住民の安全を確保し、安心安全な地域社会の実現を図り、良好な景観・促進に寄与する。
		旧菅尾小学校関連施設解体工事	山都町	
		旧大野小学校関連施設解体工事	山都町	
		旧名連川中学校特別教室棟解体工事	山都町	
		旧白糸第一小学校倉庫解体工事	山都町	
		旧中島東部小学校関連施設解体工事	山都町	
		旧中島南部小学校関連施設解体工事	山都町	
		旧下矢部西部小学校関連施設解体工事	山都町	
		旧御所小学校関連施設解体工事	山都町	
		旧小峰小学校関連施設解体工事	山都町	
		旧朝日小学校関連施設解体工事	山都町	
		町営ゲートボール場倉庫及び便所解体工事	山都町	
		そよ風パーク木骨ハウス解体工事	山都町	
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
		公衆トイレ（西瀧下）解体工事	山都町	本施設を解体することで、地域住民の安全を確保し、安心安全な地域社会の実現を図り、良好な景観・促進に寄与する。
		二瀬本研修センター解体工事	山都町	
		二瀬本ふれあい館解体工事	山都町	
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
		重要遺跡確認緊急調査事業	山都町	町内の埋もれた重要遺跡を調査し、後世につなげる報告書等を作成する。また、町内中世城郭、西南戦争関連史跡などの調査を実施し、地域文化の振興と地域活性化につなげる。
		通潤橋保存活用事業	山都町	国宝通潤橋（附指定を含む）の保存と活用の取り組みを推進し、貴重な文化財を後世に残し、文化の振興と地域活性化につなげる。

1 1 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用			
		太陽光発電システム等設置費補助	山都町	環境への負荷が少ない再生可能エネルギーの普及を促進し、町民の環境保全への意識の高揚につなげる。
		太陽熱利用システム設置費補助	山都町	
		町ペレットストーブ等購入補助金	山都町	